平成３０年度第１回北海道地方労働審議会提出資料

議題（１）

平成３０年度行政運営方針に基づく労働施策の進捗状況について

１　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

２　労働行政の重要課題・目標・対策

目　次

１　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

各部共通　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P1～33

２　労働行政の重要課題・目標・対策

雇用環境・均等部関係　・・・・・・・・・・・・　P34～42

労働基準部関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P43～55

職業安定部関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P56～86

総務部関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P87～92

【項目】　（運営方針冊子　Ｐ１６）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

（１）働き方改革の推進

【取組の方向・目標】

ア「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を開催するとともに、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」（以下「共同宣言」という。）及び「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」並びに金融機関との連携協定に基づき、道内全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成に取り組む。

上半期の取組状況	ア　働き方改革の推進に向けた気運の醸成 （ア）北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議の開催 ①　北海道における働き方改革を推進するため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとしており、今年度は１０月に開催予定。 ②　「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）の周知を図るため、労働局幹部が推進会議の構成員（オブザーバー参加予定の機関・団体を含む。）及び関係団体を訪問し、同法の概要について説明するとともに、各団体等のホームページ、会員向け広報誌等を活用した傘下団体等への周知・広報を依頼した。（構成員１６　関係機関・団体５） さらに、働き方改革関連法の周知のため、次の取組を行った。 ・各監督署長、安定所長が地元の商工会議所、商工会を訪問するなどし、会員企業への周知・広報を依頼した（９月末現在　商工会議所４１所、商工会１５０所）。 ・局長が国の出先機関のトップが集まる会議において、各機関業所管団体等への周知・広報を依頼した（８機関）。 ・局長が旭川市ほか５市の首長を訪問し、地域における周知・広報を依頼した。 ・全市町村に広報誌への掲載を依頼した。 （イ）地方自治体、団体等への共同宣言賛同の働きかけ等による環境整備の推進 ①　共同宣言賛同の働きかけによる気運醸成の推進 ・ゴールデンウィーク、夏季、年次有給休暇取得促進期間（１０月）に係る広報依頼に併せて共同宣言賛同を呼びかけた。 ・９月末現在、１７９全市町村、１０９団体、合計２８８団体（昨年同期８９市町村、９５団体、合計１８４団体）の賛同があり、団体名をホームページに公表した。 ②　地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備の推進 旭川市において実施されている「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業（厚生労働省委託事業）」に係る協議会への参画、協力を行った。 （ウ）事業主等への働きかけ及び情報発信

上半期の取組状況	①　管内主要企業の経営トップ等への働きかけ 労働局幹部による企業訪問を１５社（昨年同期２０社）実施し、当局ホームページに掲載。 ②　金融機関との協定による労働施策の周知 金融機関との働き方改革推進包括連携協定に基づき、北海道銀行が主催する「地域中核企業向け働き方改革に関わる労働関係助成金セミナー」（道内４か所で開催）に職業対策課及びハローワークに依頼して講師を派遣し、キャリアアップ助成金を周知したほか、金融機関窓口や行員の訪問先事業場等においてリーフレットによる周知を依頼した。 ③　働き方・休み方改善コンサルタント個別訪問等 ・個別訪問：７９件（昨年同期６５件、年間目安件数　１６０件） ・説明会：５回、２２４人（昨年同期５回、１５０人） ④　テレワークの推進 リーフレットの配架、ポスター掲示による周知を実施した。 ⑤　医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進 医療従事者の勤務環境改善に取り組む事業主等を支援するため、北海道が設置した「北海道医療勤務環境改善支援センター」と連携し、医療労務管理支援事業（委託先：（一社）北海道総合研究調査会）において以下の取組を実施した。 ・周知・広報 パンフレット等の配布　６３８部（昨年度同期　０部） ・個別支援 個別支援数延べ　３２件（昨年度同期　４件） 相談数延べ　２０件（昨年度同期　３件） ・研修会開催 実施した研修会　１２回、出席者数　４８２人（昨年度同期　０回） （うち労働法制説明会　８回、出席者数　２１４人） （エ）「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」の見直し（対策の記載なし） 本年が「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」（以下「地域プラン」という。）の中間年に当たることから、7 月 10 日に「働き方改革、正社員転換・待遇改善実現」推進本部会議を開催し、達成状況等を踏まえて地域プランの見直しを行った。 ・キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数 「６，７００人」を「１４，０００人」に変更 （参考：平成２８～２９年度累計６，３９８人） ・ユースエール認定企業の数 「３６社」を「４０社」に変更 ・女性（２５～３４歳）の就業率 「５Ｐ上げる」を「１０Ｐ上げる」に変更 （参考：策定時６４．３％、平成２９年度７１．４％）

上半期の取組状況	地域プランの進捗状況及び地域プランの見直し結果について記者発表するとともに、局のホームページに掲載した。
下半期の取組	ア　働き方改革の推進に向けた気運の醸成 （ア）　北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議の開催 ①　１０月１１日に推進会議を開催する。 推進会議の設置要綱を改正し、「協議会」を設置する。 ②　引き続き、局長による首長訪問の機会等、あらゆる機会を捉えて働き方改革関連法の周知を行う。 （イ）地方自治体、団体等への共同宣言賛同の働きかけ等による環境整備の推進 ①　引き続き、年末年始における年次有給休暇取得促進に係る広報依頼時に併せて共同宣言賛同を呼びかける。 ②　当該事業に係るシンポジウムの開催周知等必要な協力を行う。 （ウ）事業主等への働きかけ及び情報発信 ①　引き続き、労働局幹部による企業のトップ訪問を積極的に実施し、働き方の見直しに向けた気運の醸成に取り組む。 ②　働き方改革推進に係る包括連携協定一周年記念セミナーを、協定締結当事者の北洋銀行、北海道銀行、北海道及び当局の主催により１１月８日に開催する。 ③　引き続き、働き方・休み方改善コンサルタントによる周知・啓発を行い、労働時間等設定の改善のための助言指導を実施する。 ④　引き続き、北海道庁等関係機関との連携を図り、医療機関に対する北海道医療勤務環境改善支援センターの利用勧奨に努める。 （エ）地域プランの目標達成に向けて、引き続き各種対策を講ずる。女性の就業率向上のため、次の取組を行う。 ・　両立支援等助成金制度について、事業主団体等に周知を図る。 ・　中小企業を中心に両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の周知を図る。 ・　引き続き、女性活躍推進法の履行確保、育児・介護休業の取得促進、性別差別への厳正な対応などの取組を行う。

【項目】　（運営方針冊子　Ｐ１６）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

（１）働き方改革の推進

【取組の方向・目標】

イ　中小企業・小規模事業者に対し、働き方改革への取組を支援する。

上半期の取組状況	イ　中小企業・小規模事業者への支援 （ア）「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」による支援 「平成３０年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（委託先：(株）東京リーガルマインド)」により、北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター（以下「センター」という。）を４月２７日に、旭川出張所を５月３０日に立ち上げた。 ① 活動実績（９月末） ・ 電話・訪問による相談件数　８０件 ・ 企業訪問件数　延べ　１４８件　（事業目標件数３６０件） ・ セミナー実施回数　２５回　（事業目標回数　７５回） ・ 出張相談会　２回　（事業目標回数　１５回） ② センター周知 ・ 経済団体等に対し、労働局幹部（監督署長、安定所長含む）が訪問（７７カ所)、又は文書（１５０カ所）により、傘下会員への周知やホームページ掲載を依頼した。センター開設の記者発表を行った（新聞報道１件、テレビ放送１件)。 ・ センターの事業責任者が北海道商工会議所連合会等６か所を訪問し、センター事業の説明と利用勧奨を行った。 ・ ９月に道内各市町村あて、センターの周知について広報誌への掲載を依頼するとともに、再度、各監督署長、安定所長にセンター周知を依頼した。 ・ 北海道が設置している「ほっかいどう働き方改革推進支援センター」とセンター、北海道、当局で打合せを行い、セミナーの開催時期・場所等について調整を行った。 ・ 「よろず支援拠点」からは、企業の相談内容に応じ訪問企業の紹介を受けるなど、連携を図っている。 （イ） 生産性向上による賃金引上げ、労働時間短縮のための支援 ① センターへの相談件数のうち、助成金全般に関する相談、労働時間等労務管理に関する相談が上位を占めている。センターにおいて助成金に関するセミナーを実施して周知を図っている。 ② 助成金交付状況 ・ 業務改善助成金 交付申請　２６件（昨年度同期　２１件）

上半期の取組状況	交付決定　　１０件（昨年度同期　　９件） （制度周知は最低賃金制度に係る周知に併せて賃金室で実施。） ・　時間外労働等改善助成金（昨年度は職場意識改善助成金として実施） 交付申請　　２６件（昨年度同期　　１７件） 交付決定　　５件（昨年度同期　　４件） ・　事業者団体等への文書による制度周知　２１１団体（昨年度同期　１０団体）
下半期の取組	イ　中小企業・小規模事業者への支援 （ア）「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」による支援 センターに対し、引き続き、事業計画の達成と相談企業へのきめ細やかな対応をするよう指導する。 利用促進のために一層の周知が必要であるため、ミニＦＭ局の労働団体の番組に出演し広報の予定である。また、当局が実施予定のパートタイム・有期雇用労働法の説明会にセンター専門家を同行し、センター利用について参集した事業主に説明するとともに、会場の状況に応じ個別相談会を実施する。 （イ）生産性向上による賃金引上げ、労働時間短縮のための支援 ①　センターに対し、引き続き、相談者に対して適切な助言を行い、必要な制度を周知、助成金などの利用勧奨を行うよう指導する。 ②　関係機関とも協力し、交付申請期限（業務改善助成金：平成３１年１月３１日、時間外労働等改善助成金：平成３０年１２月３日）までの間、引き続き助成金制度の周知に努める。

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子　Ｐ１６）
第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策
１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上
（１）働き方改革の推進
【取組の方向・目標】
ウ　労働条件及び職場環境整備の改善についての周知・啓発を行う。</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>ウ　労働条件及び職場環境の改善についての周知・啓発
（ア）無期転換ルールの普及等
①　本省委託事業「労働契約等解説セミナー2018」（８月、10 月開催）を労働局ホームページにて周知するとともに、職員を派遣し無期転換ルールの説明及び相談ブースでの対応を行った。
②　無期転換ルールについて、労働局ホームページの内容を更新し周知啓発を行った。
③　平成２９年度における有期特措法に基づく第二種認定計画の申請件数は１，３８８件であったが、うち、計９２５件が、無期労働契約転換申込権が発生する平成３０年４月１日直前３か月間の駆け込み申請となり、集中的に認定処理を行った結果、今年度に繰り越した件数は１７４件であり、４月に１６１件を処理した。

（イ）職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備
①　９月に「職場におけるハラスメント対策に係る説明会（全国ハラスメント撲滅キャラバン）」を帯広市、旭川市で開催（７１名参加）。なお、１０月に札幌市でも開催予定。
本説明会は、道経連、連合北海道に協賛を依頼し、開催案内を１，３５２事業所あて郵送したほか、労働局ホームページに掲載して周知を図った。
（※　開催案内に働き方改革関連法のリーフレットを同封し、併せて法の周知を図った。）
②　厚生労働省本省委託事業の「パワハラ対策支援セミナー」及び「＜管理者向け＞ハラスメント対策支援セミナー」の周知を労働局ホームページで行った。
③ ホームページで職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を行った。</td></tr>
<tr><td>下半期の取組</td><td>ウ　労働条件及び職場環境の改善についての周知・啓発
（ア）無期転換ルールの普及等
①　引き続き、あらゆる機会を捉えて無期転換ルールの周知啓発を行う。
②　有期特措法に基づく計画認定申請を迅速に処理するとともに、引き続き労働局ホームページにて周知を図る。
（イ）職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備
１０月に「職場におけるハラスメント対策に係る説明会（全国ハラスメント撲滅キャラバン）」を札幌市で開催する。</td></tr>
</table>

【項目】　（運営方針冊子Ｐ１９）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

（２）雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保など非正規雇用の処遇改善

【取組の方向・目標】

ア　非正規雇用労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主を支援する。

イ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に関する法制度の周知を図る。

上半期の取組状況

ア　非正規雇用労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主への支援

（ア）均等・均衡待遇に関する相談支援の実施

パートタイム労働法に基づく報告徴収を７８社に実施した。均等待遇についての違反なし、均衡待遇については１３事業場に対し助言を行い、全件是正された。

報告徴収時に「パート労働ポータルサイト」、「職務分析・職務評価コンサルティング」、「キャリアアップ助成金」及び「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター（以下「センター」という。）」を周知し、利用を勧奨した。

（イ）キャリアアップ助成金の活用促進

①　金融機関との働き方改革推進包括連携協定に基づき、北海道銀行が主催する「地域中企業向け働き方改革に関わる労働関係助成金セミナー」（道内４か所で開催）に職業対策課及びハローワークに依頼して講師を派遣し、キャリアアップ助成金を周知したほか、金融機関窓口や行員の訪問先事業場等においてリーフレットによる周知を依頼した。

（※　１（１）ア（ウ）②の再掲）

②　北海道が主催する「自治体職員向け働き方改革担当者研修会」に雇用環境・均等部から講師派遣を行い、キャリアアップ助成金の説明を行った。

③　年金事務所主催の算定基礎届説明会に、職業対策課及びハローワークに依頼して講師　を派遣し、キャリアアップ助成金を周知した。

・開催回数４０回（昨年度３３回）

（※　助成金支給申請件数等は職業安定部職業対策課により把握。）

イ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に関する法制度の周知

パートタイム・有期雇用労働法を含む働き方改革関連法の周知を図るため、労働局幹部が経済団体、労働団体、道庁、関係団体を訪問し、各監督署長、安定所長が管内商工会議所、商工会を訪問して、同法の概要について説明を行うとともに、会員企業や地域に対する周知広報を依頼した。

上半期の取組状況	また、局長が旭川市長外５市長を訪問して説明と周知広報依頼を行ったほか、全市町村に対して地域広報誌への掲載を文書により依頼した。 （※　１（１）ア（ア）②の再掲）
下半期の取組	ア　非正規雇用労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主への支援 （ア）　均等・均衡待遇に関する相談支援の実施 引き続き、報告徴収を実施し、均等・均衡待遇、正社員転換等が実効あるものとなるよう、必要な指導を行うとともに、報告徴収時に「パート労働ポータルサイト」、「職務分析・職務評価コンサルティング」及び「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」を周知し、利用を勧奨していく。 （イ）　キャリアアップ助成金の活用促進 引き続き、金融機関との働き方改革推進包括連携協定に基づき、金融機関窓口、訪問先事業場等でリーフレットによる周知を依頼するとともに、パートタイム・有期雇用労働法の説明会等適切な機会を捉えてキャリアアップ助成金の周知を行う。 パートタイム労働法に係る報告徴収において、正社員転換措置未実施事業所に対し助成金の活用を促すとともに、センターに寄せられた待遇改善に係る相談についても、積極的に助成金の説明を行うようセンターを指導する。 イ　雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に関する法制度の周知 ２０２０年４月施行のパートタイム・有期雇用労働法及び同一労働同一賃金ガイドラインについて、北海道、北海道働き方改革推進支援・賃金相談センターと連携して説明会を実施し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について広く周知する。

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子Ｐ２０）
第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策
１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上
（３）長時間労働の是正及び労働災害防止・健康確保対策の推進
【取組の方向・目標】
ア　違法な長時間労働を複数の事業場で行う企業に対する全社的な是正指導や是正指導段階での企業名公表制度の取組の徹底等により、長時間労働の是正を図る。</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>上半期において、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導を以下のとおり実施した。

上半期計画　866 件
実績　505 件
違反件数　334 件（違反率　64.2%）

違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業に対する全社的指導及び企業名公表制度については、積極的に取り組むこととしてきたところであるが、上半期においては該当事案がなかった。</td></tr>
<tr><td>下半期の取組</td><td>引き続き、労災請求事案、情報等長時間・過重労働対策事案を適切に把握管理し、計画的に監督指導を実施していく。
また、全社的指導及び企業名公表制度の取り組みの対象事案が生じた場合には的確に対応する。</td></tr>
</table>

【項目】　（運営方針冊子Ｐ２０）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

（３）長時間労働の是正及び労働災害防止・健康確保対策の推進

【取組の方向・目標】

イ　第１３次労働災害防止計画の初年度となる平成３０年度は、目標達成（２０１７年と比較して２０２２年度までに、死亡災害を２０％以上減少、休業４日以上の死傷災害を５％以上減少）に向けて取り組む。

上半期の取組状況	第１３次労働災害防止計画の目標達成に向け、 ①　労働災害防止団体等との会議、各種総会、集団指導等あらゆる機会を捉え同計画の周知を行い、目標達成に向けての労働災害防止対策の徹底について要請を行った。 ②　北海道版１３次防のリーフレットを作成し、幅広く配付し周知を行った。 資料番号 F-１ ③　死亡労働災害の発生に歯止めがかからないことから、４月１７日に関係団体に対して死亡労働災害防止に係る緊急要請を行い、併せて労働局長名による労働者に対するメッセージを発出した。　資料番号 F-２、３ ④　建設業については、４月から６月において「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開し建設現場に対して監督指導・個別指導を実施し、また、７月に死亡労働災害が４人と多発したことから、関係団体に対して、現場の安全管理体制の確立及び現場の緊急総点検の実施等について要請を行った。　資料番号 F-４ 上記取組の結果、平成３０年の死亡者数は９月末現在で４３人と前年同期比１５人（２５．９％）減となっている。しかし平成３０年度の行政目標である死亡者数６４人未満の達成及び２年連続である死亡労働災害ワーストワンの返上に向けて一層の取組が必要である。 また、休業４日以上の死傷者数は、４，３２３人と１６２人（３．９％）の増加となっている。　資料番号 F-５ （１）建設業 建設業については、９月末において死亡者数は１０人、休業４日以上の死傷者数は５８１人となり、前年同期と比較すると、死亡者数は昨年の１８人から今年１０人と８人（４４．４％）減少したが、死傷者数は昨年の５６１人から今年５８１人と２０人（３．９％）増加した。 （２）製造業 製造業における３業種（食料品製造業、木材木製品製造業、金属製品製造業）の災害の割合は、７８．２％であるが、９月末において食料品製造業は死亡者数は３人と前年同期と比べ２人増加し、休業４日以上の死傷者数は４０４人、前年同期比４０人（１１．０％）増加、木材木製品製造業は死亡者数は前年同期と同じゼロであり、休業４日以上の死傷者数は８５

上半期の取組状況	人、前年同期比２人（２．４％）増加、金属製品製造業は死亡者数は２人と前年同期と比べ２人減少し、休業４日以上の死傷者数は１２８人、前年同期比１８人（１２．３％）減少している。 （３）林業 林業については、９月末において死亡者数は４人と前年同期と同数となっているが、死傷者数は５６人と、前年同期比８人（１２．５％）減少した。 （４）第三次産業 第三次産業のうち小売業については９月末現在において死亡者数は３人と前年同期と比べ１人増加し、休業４日以上の死傷者数は５５６人と９６人（２０．９％）増加しており、社会福祉施設については９月末現在において死亡者数はゼロと前年同期と比べ３人減少し、休業４日以上の死傷者数は２５４人と６人（２．３％）減少している。
下半期の取組	平成３０年度行政目標の達成に向け労働災害防止対策に全力を挙げて取り組むほか、２０２２年度における１３次防の目標達成に向けて　建設業、製造業、林業等の重点業種を中心として関係機関等との合同パトロール及び集団指導等を実施する。 特に建設業については、１０月から１２月において「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開し建設現場に対して監督指導・個別指導を実施するほか、１０月１日から１２日の期間において全道一斉監督を実施する。 資料番号 F-6 転倒災害を含め災害が増加している小売業を重点として労働災害防止対策の徹底について指導・啓発するため、小売業の事業場を多く会員とする北海道中小企業団体中央会、北海道商工会連合会、北海道商工会議所連合会に対して労働災害防止の取組と安全活動の活性化に向けての要請を行う。 また、労働災害防止団体等関係団体に対して労働災害発生状況について情報提供したうえ一層の取組を促し、２０２２年度における１３次防の目標達成に向けて各種取組の推進を図って行く。

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子Ｐ２０、３８）
第２　北海道労働局における最重要課題
１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上
（３）長時間労働の是正及び労働災害防止・健康確保対策の推進
【取組の方向・目標】
ウ　事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進するとともに、疾病を抱える労働者等の健康確保対策を推進する。</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>（メンタルヘルス対策）
①　規模 50 人以上のストレスチェック実施未確認の事業場を対象に、集団指導及び個別指導を実施した。
②　ストレスチェックの実施方法に問題が認められる事業場に対して個別指導を実施した。
③　規模 30 人以上 50 人未満の製造業等の 9 業種の取組のない事業場に対してメンタルヘルス対策自主点検を実施した。
④　メンタルヘルス対策全般の個別事業場支援機関である北海道総合支援センターの利用勧奨を行い、113 件を支援した。

（疾病を抱える労働者等の健康確保対策）
①　両立支援ガイドラインの周知
ガイドラインに関する集団指導を行い（26 回）、安全衛生大会においてもリーフレットを配布し周知を図った。また、北海道産業保健総合支援センターと連携して個別事業場に対する支援を実施した。
資料番号 Ｇ－１
②　疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり
北海道地域両立支援推進チーム協議会を 7 月に開催し、相互の連携・協力を強化すること、及び支援取組に関する事例集を作成して広く配布し、気運の醸成、支援利用の促進を図ることを合意した。
資料番号 Ｇ－２</td></tr>
</table>

下半期の取組	（メンタルヘルス対策） ①　メンタルヘルス対策推進中期計画に基づき、ストレスチェック実施未確認の事業場に対し、引き続き集団指導及び個別指導等を実施する。 ②　精神障害関する労災支給決定が行われた事業場、ストレスチェックの実施方法に問題が認められる事業場に対して個別指導を実施する。 ③ 北海道産業保健総合支援センターの利用勧奨を引き続き行う。 ④　11 月にメンタルヘルスの取組状況の集計結果について報道発表を行う。 資料番号　G―３ （疾病を抱える労働者等の健康確保対策） ①　両立支援ガイドラインについて集団指導、安全衛生大会で周知し、事業場の取組を推進する。産業保健総合支援センターと連携して個別事業場に対する支援を行う。 ②　両立支援の取組、関係機関の連携に関する事例集を 2 月末までに作成して、広く配布し、気運の醸成、及び支援利用の促進を図る。 ③　独立行政法人労働者健康安全機構が主催する両立支援コーディネーターの養成研修の開催に向けて北海道産業保健総合支援センターと調整し、開催が決まった場合には広報を行い、事業場、関係機関への配置を促進する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ２１）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

１　働き方改革の着実な実行や人材確保対策の推進等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

（4）人材不足分野などにおける人材確保対策の推進と生産性向上による労働環境の整備

【取組の方向・目標】

ア　人材不足分野などの人材確保対策として、関係機関と連携しつつ、求職者及び求人者の支援を行い、マッチングの強化を図る。

イ　雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」と企業の生産性向上の取組への支援を推進する。

上半期の取組状況

ア　ハローワーク札幌に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、各ハローワークにおいて、関係機関と連携しつつ、人材不足分野への求職者支援及び求人充足支援により人材確保支援を行う。

（ア）　福祉分野の人材確保支援

① ハローワーク札幌に設置している「人材確保対策コーナー」及び各ハローワークにおいて、会議室等を利用したミニ面接会、施設見学会、求人条件緩和の提案、求人票記載方法のアドバイス、雇用管理改善勧奨、福祉関係面接会への参加案内及び求人条件緩和後の求職者への求人票送付等の支援を実施し、マッチングに努めた。

② 北海道人材確保対策推進協議会（旧称：北海道福祉人材確保推進協議会）等を活用し、関係機関と相互の取組の情報共有を図った。

平成30年5月　8日	北海道福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議
平成30年6月13日	北海道ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議
平成30年6月13日	北海道人材確保対策推進協議会

③ 企業説明会・面接会を実施し、求人者・求職者のマッチングを図った。

平成30年8月21日	介護人材合同面接会	11社	19人	旭川所
平成30年8月22日	介護人材合同面接会	12社	19人	旭川所
平成30年9月　2日	保育士合同就職面接会・説明会＆セミナー	152社	172人	札幌所

（イ）　福祉分野以外の雇用吸収力の高い分野への人材確保支援

【建設・警備・運輸分野】

① ハローワーク札幌に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、各ハローワークにおいても、関係機関と連携しつつ、支援対象分野への人材確保支援を実施した。

② 新たに人材確保対策推進協議会「建設・警備・運輸分野」部会を開催（６月２５日）し、各機関が抱える人材不足の現状や課題、各機関の取組等を共有するなどして連携の強化を図った。

③ 各ハローワークに対し、建設関係職種の未紹介、未充足求人へのフォローアップの徹底や求職者に対する求人情報の提供などの取組みを指示した。

上半期の取組状況	A　建設分野に特化した求人情報を作成し、建設業への就職希望者や就労経験者もしくは建設関連の有資格者の求職者に対して情報提供を行うとともに、窓口相談時においては求人検索を行い、その支援状況を確実に記録し、更に積極的なマッチングを行った。 B　ハローワーク札幌東・釧路においてミニ会社説明会・面接会を実施した。（２社２回充足数１人） C　建設分野を希望する求職者に対し、応募書類の添削指導などのきめ細かな就職支援を実施した。 D　マッチングセンターを活用し、助成金セミナーの開催、管理選考を実施した。 ④ 新規学校卒業者や若年者が建設業への就職を考えることができる環境の整備を行った。 A　新規学校卒業者や転職希望者を対象とした各種合同企業説明会・面接会に、建設関連事業所が一定数参加できる枠を確保し参加を担保した。 B　高等学校就職指導教諭や関係機関を参集して開催する「新規高卒予定者の職業紹介業務連絡会議」において、建設業界の現状や見通し、教育訓練等職場定着の方策に加え、実際に就労している若年労働者からの生の声等を発信し、進路指導を行う先生が業界の魅力を理解し、生徒に対する進路指導の際の参考にできる場を確保した。 ⑤ 北海道バス協会主催の運転手確保を目的とした「合同採用説明会」の周知・広報を実施した。（北海道労働局「後援」） ⑥ 北海道警備業協会主催「平成３０年度警備業経営者研修会」（９月１４日）に参加し、新設した人材確保対策コーナーの活用方法、魅力的な求人票の記載方法、助成金制度の活用等について講演を実施した。 イ　雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」と企業の生産性向上の取組への支援を推進する。 （ア）雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進 建設業が魅力ある産業となり若年者等の入職を促進するため、建設事業主の雇用管理改善等を推進する取組を行った。 ① 建設雇用改善計画（第９次）に基づき、関係機関との連携を図るため、「北海道建設業担い手確保・育成推進協議会」に参加し、関係機関との情報共有を図るとともに、建設事業主が参加するセミナー等において、雇用管理改善に関する周知を行った。 ② 雇用の改善、技能の向上を行う事業主に対する助成金制度（旧建設労働者確保育成助成金）については、「生産性要件を満たした場合に助成の割増しを行う」ことを労働局 HP や各ハローワーク窓口、計画書受理時に積極的な周知を行い助成金の更なる活用促進を図った。

<table>
<tr>
<td>上半期の取組状況</td>
<td>
③ 一般財団法人　建設業振興基金に委託している「建設労働者緊急育成支援事業」については、「建設総合コース」を遠軽町（受講者９名）、浦河町（受講者１０名）、旭川市（受講者１０名）で訓練を終了した。
（イ） 人材確保等支援助成金の活用促進
雇用管理改善を推進し、人材の定着、確保と魅力ある職場づくりの創出を目的とし、制度導入などを通じ、従業員の離職率低下に取り組む事業主を支援する制度として平成 30 年度に創設された「人材確保等支援助成金」の活用実績は、以下のとおり。

人材確保等支援助成金活用状況（９月末）
・計画届受理件数　８１件
・支給申請受理件数　０件（計画に基づく制度の導入・実施期間が必要であるため、現在において支給申請がなされていない）
本助成金活用促進に当たり、当局ホームページへの掲載、各ハローワークにおけるパンフレット配架･配付による周知を行うとともに、雇用管理改善指導時での機会を捉え、助言、指導等を踏まえた効果的な活用勧奨を行った。
また、業界団体が主催する研修等における制度説明や、北海道ビジネスサポート・ハローワークが行う事業主向けセミナーにおいて制度説明を行うことにより周知を行った。
（ウ）各種助成金の活用による企業の生産性向上の取組に対する支援
一部の労働関係助成金に導入されている、生産性が向上した企業に対する割増助成を積極的に周知し、各種助成金の活用促進を図ることにより、企業の生産性向上の取組を支援する。
</td>
</tr>
<tr>
<td>下半期の取組</td>
<td>
ア　ハローワーク札幌に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、各ハローワークにおいて、関係機関と連携しつつ、人材不足分野への求職者支援及び求人充足支援により人材確保支援を行う。
（ア） 福祉分野の人材確保支援
① 引き続き、ハローワーク札幌「人材確保対策コーナー」及び各ハローワークにおいて、会議室等を利用したミニ面接会、施設見学会、求人条件緩和の提案、求人票記載方法のアドバイス、雇用管理改善勧奨、福祉関係面接会への参加案内及び求人条件緩和後の求職者への求人票送付等の支援を実施する。
② 実施済企業説明会・面接会のフォローアップを行うとともに、下半期においても企業説明会・面接会を実施し、求人者・求職者のマッチングを図る。
<table>
<tr><td>平成 30 年 10 月 13 日</td><td>介護人材合同面接会</td><td>千歳所</td></tr>
<tr><td>平成 30 年 11 月 6 日</td><td>介護・看護人材合同面接会</td><td>札幌所</td></tr>
<tr><td>平成 31 年 1 月 20 日</td><td>保育士合同就職面接会・説明会</td><td>札幌所</td></tr>
<tr><td>平成 31 年 3 月 10 日</td><td>保育士合同就職面接会・説明会</td><td>札幌所</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

下半期の取組	③　有料老人ホーム北海道連絡協議会が主催する「有料老人ホーム施設管理者・生活相談員等を対象とした研修会」に、人材確保を講演内容とした講師派遣を予定している。 （イ）福祉分野以外の雇用吸収力の高い分野への人材確保支援 【建設・警備・運輸分野】 ① 引き続き、 ハローワーク札幌に設置した「人材確保対策コーナー」と連携し、業界団体へのヒアリング等を実施し、求職者支援及び求人充足支援による人材確保支援を行う。 ② 本省委託事業である「建設業の『見える化』・『つなぐ化』事業」の積極的な周知を図る。 ・高等学校等に対する企業・団体ＰＲ（インターンシップ、職場見学等）の実施に向け、「新規高卒予定者の職業紹介業務連絡会議」において、事業周知用リーフレットを配布し事業受入に対する周知を行う。 ③ 本省委託事業の「建設労働者緊急育成支援事業」については、下半期は「建設総合コース」を名寄、滝川、旭川、岩内、留萌、富良野、苫小牧、北見、札幌、遠軽、浦河地域において１５コース（定員１５５名）で実施する予定となっており、引き続き周知・広報について協力を行う。 ④ 北海道バス協会との連携による「バス運転手合同採用説明」（１１月３日開催）にハローワークブースを出展し、イベント参加者との職業相談、人材確保対策コーナーの周知等を実施する。 ⑤ 札幌地区トラック協会が主催する研修会に、人材確保を講演内容とした講師派遣を予定している。 イ　雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」と企業の生産性向上の取組への支援を推進する。 （ア）雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進 ① 「北海道建設業担い手確保・育成推進協議会」に参加し、関係機関との連携を強化する。 ② 建設関係助成金の活用促進を積極的に周知する。 （イ）　人材確保等支援助成金の活用促進 引き続き同様の周知を行うとともに、各ハローワークの雇用管理改善指導等の機会を活用した周知を行い、人材確保対策への支援を積極的に行う。 （ウ）各種助成金の活用による企業の生産性向上の取組に対する支援 我が国の重要政策である「働き方改革」推進の一環として、引き続き同様の周知・広報を行い、助成金の活用促進による企業の生産性向上の取組を支援する。 また、今後においても、昨年１０月３１日付けで労働局、北海道、北洋銀行及び北海道銀行の４者間で締結された「働き方改革推進に係る包括連携協定」に基づき、各機関を利用する企業への幅広な情報提供や関係部署への的確な誘導等の取組を継続する。

【項目】　（運営方針冊子　Ｐ２３　）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

２　女性、若者、障害者、高年齢者等の多様な働き手の参画

（１）女性の活躍推進等

【取組の方向・目標】

ア　女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている３０１人以上企業について、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、法に基づく取組の実効性確保を図る。また、３００人以下の中小企業について、女性の活躍推進の取組を促す。

上半期の取組状況	ア　女性活躍推進法の実効性確保 （ア）一般事業主行動計画等の策定促進等 ①　行動計画の届出状況 ３０１人以上企業 ３月末　４９５社（届出率９９．６％）　９月末　４８１社（９５．８％） ３００人以下企業 ３月末　２２９社　９月末　２７７社 新たに把握した義務企業や、行動計画の期間が終了した企業に対し、行動計画の速やかな策定・届出等を助言した。努力義務企業については、中小企業のための女性活躍推進事業の活用を勧め、策定に努めるよう働きかけた。 ②　えるぼし認定企業　１社　（昨年度同期　０社）（資料Ｃ－４） えるぼし認定申請に向けた取組を促進するため、働き方改革推進に係る説明会、局幹部の企業トップ訪問をはじめ、企業訪問や各種会議など、あらゆる機会を活用して、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）（以下「助成金」という。）、公共調達優遇及び低利融資と併せて認定制度を周知した。 （イ）中小企業における女性活躍推進に向けた取組の促進 ①　北海道働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて「女性のライフステージに応じた働き方について」と題したセミナーを実施予定（１０月２５日、２月１３日）。 ②　両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）支給状況 ・支給申請　０件（昨年度同期　４件） ・支給決定　０件（昨年度同期　３件） ・事業主団体等への文書による制度周知　０団体（昨年度同期　１０団体）

下半期の取組	ア　女性活躍推進法の実効性確保 （ア）一般事業主行動計画等の策定促進等 ①　文書督促、報告徴収等により届出を求め、完全履行確保を図る。 ３００人以下企業へは、助成金や「中小企業のための女性活躍推進事業」の活用による行動計画の策定支援を引き続き実施する。 ②　えるぼし認定制度について、引き続き企業トップ訪問をはじめ、あらゆる機会を捉えて周知する。 （イ）中小企業における女性活躍推進に向けた取組の促進 ①　北海道働き方改革推進支援・賃金相談センターによるセミナー実施のほか、女性活躍に関する相談企業に対して助成金の周知を積極的に行うよう指導する。 ②　事業主団体等に助成金案内パンフレットを送付する等により、制度周知に努める。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ２３）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

２　女性、若者、障害者、高年齢者等の多様な働き手の参画

（１）女性の活躍推進等

【取組の方向・目標】

イ　子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、一人ひとりの希望や状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。

ウ　ひとり親に対する家庭環境等に配慮した就労支援を行う。

上半期の取組状況	イ　子育てと仕事の両立を望む女性等への就職支援 マザーズハローワーク札幌及び道内ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育てが両立しやすい求人情報の提供、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施した。 （ア）マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者の就職率については、９２．９％（昨年同期９２．２％）と目標（９２．１％）を０．８Ｐ上回った。 （イ）「子育て女性等の就職支援協議会（札幌）」（９月２１日開催） 構成員；北海道労働局・北海道・札幌市の関係部局　１１名参加 この他、マザーズコーナー設置地域のハローワークで開催（６か所開催済） （ウ）男女共同参画センター共催の「パソコン短期セミナー」（５日間） ５～９月で計６回開催、参加者９０名、託児利用者６７名 ウ　ひとり親に対する家庭環境等に配慮した就労支援 （ア）就職を希望する児童扶養手当受給者がより多く生活保護受給者等就労自立促進事業を活用できるよう、事業の愛称を「ひとり親就職サポート事業」として、北海道（子ども未来推進局）との連携により市町村（札幌市を除く）への事業周知を実施した。 ３６市区町村から広報資料の送付要請があり、現況届の通知の際や市町村窓口での周知が図られた。 札幌市（こども未来局）についても、「ひとり親就職サポート事業」への連携を図り、「ひとり親に対する支援情報のリーフレット」（現況届と併せて郵送）にハローワークによる臨時職業相談窓口の開設について掲載するなど周知を図った。 （イ）児童扶養手当の現況届を提出する８月にあわせ、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施し、１６市区町１７か所で臨時相談窓口を設置した。

下半期の取組	イ　子育てと仕事の両立を望む女性等への就職支援 関係機関と連携し、引き続き上期の取組を進める。 ウ　ひとり親に対する家庭環境等に配慮した就労支援 引き続き、あらゆる機会を利用し、地域のひとり親に対して「ひとり親就職サポート事業」の周知を図るとともに、支援機関と連携し支援対象者にきめ細かな就職支援を提供する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ２４）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

２　女性、若者、障害者、高年齢者等の多様な働き手の参画

（２）若年者の雇用対策の推進

【取組の方向・目標】

ア　新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。

イ　フリーター等の正社員就職数について、１２，９７７人以上を目指す。

ウ　北海道労働政策協定に基づく「北海道わかもの就職応援センター」（みらいっぽ）を拠点とした取組を始め、北海道との連携による若年者就職支援に、全道的に取り組む。

上半期の取組状況

ア　新規学卒者の就職支援

（ア）新規高卒者に対する就職支援

ハローワークに配置されている学卒ジョブサポーターが、計画的に学校を訪問し、支援ニーズを把握した上で求人開拓、求人情報提供、就職準備講習、模擬面接、個別相談等の支援を行った。

【求人・求職情報（各年１０月末）】　資料番号　Ｋ－１

	平成 31 年 3 月卒	平成 30 年 3 月卒	対前年比
道内求人数	18,075 人	17,020 人	6.2%
道内求人倍率	2.37 倍	2.17 倍	0.20Ｐ
就職内定率	69.4%	67.9%	1.5Ｐ

（イ）新規大卒者等に対する就職支援

① 新規大卒者等の支援拠点である札幌新卒応援ハローワーク及び管内に大学等があるハローワークにおいて、大学等との連携強化による出張相談及び就職支援セミナーを行った。

② 「大学生等企業説明会・就職面接会（大学生等就職マッチングフェア２０１８）」を平成３０年９月１０日に開催予定であったが、平成３０年９月６日未明に発生した北海道胆振東部地震の余震の可能性があることから中止した。

【就職率（各年３月末）】

	平成 30 年 3 月卒	平成 29 年 3 月卒	対前年比
大学	94.8%	94.1%	0.7Ｐ
短期大学	96.1%	96.3%	▲0.2Ｐ
高等専門学校	100.0%	99.6%	0.4Ｐ
専修学校	96.0%	96.7%	▲0.7Ｐ

上半期の取組	（ウ） 新卒者に対する職場定着支援 ① ハローワークを利用し就職が決定した２，４５０人（平成３０年９月末現在）に対し、学卒ジョブサポーター等が電話、郵便、事業所訪問、在職者を対象としたセミナー等による職場定着支援を行った。各所とも管内の広域性から、訪問支援に十分に対応することは難しい現状にある。（平成２９年度：学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数６，５３７人） ② 職業意識の早期形成に向け、学校と連携し職業講話を積極的に実施したほか、ビジネスマナー等のセミナー、職場見学会、校内企業説明会等の職業意識形成支援を実施した。平成３０年９月末現在の支援実施回数は３１１回、実施校数は４２２校、参加学生・生徒数は１２，４００人となった。 （エ）関係機関と連携・協力した就職支援 平成３０年６月１４日に「北海道新卒者等就職・採用応援本部員会議」を開催し、労働団体、事業主団体及び学校等の関係機関と情報共有を図った。また、当会議において、人材確保対策推進の重要性を確認し、「北海道新卒者等就職・採用応援本部設置要領」に人材確保対策事項を盛込むとともにその名称を「北海道新卒者等人材確保推進本部」と改称した。 （オ）「若者雇用促進法」に基づく就職支援 ① 「青少年雇用情報」とは若者雇用促進法に基づき、事業主が提供する１２項目の職場情報のことで、平成３０年３月卒業分から求人票の一部として提供されている。平成３０年６月現在の北海道における「青少年雇用情報」の全項目回答率は８６．２％であった（全国平均８７．５％）。 ② 一定の要件を満たした雇用管理の状況などが優良な中小企業を「ユースエール認定企業」とする認定制度の周知と認定企業の確保を行った。北海道労働局におけるユースエール認定企業数は、平成３０年１１月１日現在で１５件となっている。 ③ ハローワークにおいて、求人不受理対象事業所に係る情報を適切に管理し、対象となる労働関係法令違反の求人については学校卒業見込み者等に紹介を行わなかった。平成３０年９月末現在不受理求人件数は４件、紹介保留求人件数は６件。

上半期の取組

イ　フリーター等の正社員就職の推進

（ア）　札幌わかものハローワーク及びハローワークに設置している「わかもの支援窓口」において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施した。

【札幌わかものハローワーク・わかもの支援窓口取扱状況（各年９月末）】

	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年比
新規登録	2,241 人	2,551 人	▲12.2%
相談件数	7,767 件	8,355 件	▲7.0%
就職件数	864 件	1,030 件	▲16.1%

【全道フリーター等支援事業実績（各年９月末）】

	平成 30 年度	平成 29 年度	対前年比
目標件数	6,653 件	6,778 件	▲1.8%
就職件数	5,888 件	6,370 件	▲7.6%
進捗率	88.5%	94.0%	▲5.5Ｐ

（イ）ハローワークにおいて、道内８か所の地域若者サポートステーション（札幌、函館、旭川、帯広、北見、釧路、岩見沢、苫小牧）と連携し、地域若者サポートステーションへの対象者の誘導や地域若者サポートステーションから誘導された就労希望者に対する支援を行った。地域若者サポートステーションの平成３０年９月末までの新規登録者数は３３０人、就職者は１０６人となった。

ウ　北海道との連携による若年者就職支援

（ア）　「札幌わかものハローワーク」、「札幌新卒応援ハローワーク」、「ジョブカフェ北海道（北海道若年者就職支援センター）」の一体的施設である「北海道わかもの就職応援センター（みらいっぽ）」において、利用者情報の共有、支援サービスの提供などによる支援を行った。

「みらいっぽ」の平成３０年９月末までの就職件数は３，１４８件（平成２９年度９月末：３，２２５件）となった。

（イ）　地方のハローワークにおいては、道内５カ所のジョブカフェ地方拠点（函館、旭川、帯広、北見、釧路）と一体となった就職支援を実施した。

下半期の取組

ア　新規学卒者の就職支援

（ア）新規高卒者に対する就職支援

①　道内各所において新規高卒者就職面接会を実施予定。

平成 30 年 10 月 18 日	HW旭川	平成 30 年 11 月 7 日	HW釧路
平成 30 年 11 月 1 日	HW帯広	平成 30 年 11 月 8 日	HW札幌
平成 30 年 11 月 1 日	HW小樽	平成 30 年 11 月 8 日	HW室蘭
平成 30 年 11 月 2 日	HW岩見沢	平成 30 年 11 月 15 日	HW函館
平成 30 年 11 月 2 日	HW苫小牧	平成 30 年 12 月 14 日	HW旭川
平成 30 年 11 月 7 日	HW北見	平成 31 年 2 月 6 日	HW札幌

②　学校から提供される未内定者名簿を活用し、学卒ジョブサポーターが未内定者に対して、ハローワークの利用を勧奨し、きめ細かな職業相談を行う。

③　「フリーターと正社員の違いについて」などを記載した保護者向け啓発文の送付を行う。

（イ）新規大卒者に対する就職支援

①　引き続き、大学等を定期訪問し、情報収集及び支援メニューの提案を行い、出張相談等を実施する。

②　ハローワーク札幌（新卒応援ハローワーク）において大学生等就職面接会を実施予定。

平成 30 年 10 月 21 日	就活ミーティング（大学生等就職面接会）	ロイトン札幌
平成 31 年 2 月 6 日	新規学校卒業者就職面接会	ロイトン札幌

（ウ）新卒者に対する職場定着支援

①　引き続き、学卒ジョブサポーターによる職場定着支援を実施する。実施にあたっては、就職後であっても職場での悩みや不安等仕事に関することであれば、ハローワークで相談できることやハローワーク及び関係支援機関の連絡先を記載した「しごと応援カード」を活用する。

②　引き続き職業講話を実施し、早い段階からの職業意識形成を図る。職場見学会への協力も積極的に実施する。

（エ）関係機関と連携・協力した就職支援

引き続き関係機関との連携を密にし、情報の共有化を図り、新規学校卒業者等の就職を支援する。また平成３１年１月３１日に、事業主団体、学校関係者、北海道等を構成機関とした「平成３０年度北海道高等学校就職問題検討会議」を開催予定である。

下半期の取組	（オ）「若者雇用促進法」に基づく就職支援 ①「青少年雇用情報」の提供については、ハローワークの窓口で適切な対応に継続して努めるとともに、引き続き各種会議等で周知を行う。 ② 道内ユースエール認定企業の認知度を上げることを目的として作成した、道内認定企業名を掲載したリーフレット「ユースエール認定企業って知ってる？」を活用し、学校訪問時や企業説明会等あらゆる機会を捉えてユースエール認定制度を周知するとともに、道内のハローワークと連携を図りながら、計画的に認定企業の確保を推進する。 資料番号 K－2 ③ 引き続きハローワークにおいて、求人不受理対象事業所に係る情報を適切に管理する。 イ フリーター等の正社員就職の推進 （ア）引き続き、確実な支援対象者の選定と個々のニーズや能力等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。 （イ）引き続き、地域若者サポートステーションと連携した個別支援に取り組む。 （ウ）現在ハローワークを利用していない者を対象に、「若年層を中心とした求職開拓事業」を委託事業により実施し、ハローワークの利用登録を促す。 ウ 北海道との連携による若年者就職支援 毎月、「ジョブカフェ北海道」の担当者との定例打合の中で、「みらいっぽ」の就職件数及び地方拠点を含むジョブカフェの実施事業の進捗管理を行うとともに、若年者地域連携事業により引き続き北海道と連携した就職支援を実施する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ２６）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

２　女性、若者、障害者、高年齢者等の多様な働き手の参画

（３）障害者、難病・がん患者等の雇用対策の推進

【取組の方向・目標】

・ハローワークの紹介による障害者の就職件数について前年度実績以上を目指す。

上半期の取組状況	ア　雇用率達成指導の厳正な実施 （ア）　雇用率達成指導において、重点企業リストを作成・共有し、適切な指導・管理を行い、勧奨文の発出や関係機関と連携した計画的かつ効果的な雇用率達成指導を実施している。 なお、未達成となっている公的機関に対しては、平成２９年６月１日現在の障害者の任免状況の再点検により、公的部門における障害者雇用に関する基本方針が定まっておらず、未達成解消のための勧奨文の発出などの指導については、基本方針が確定次第実施の予定である。 （イ）障害者の雇用状況　資料番号Ｎ参照 ①　ハローワークによる障害者の職業紹介状況 本年 10 月末現在における障害者の就職件数は２，９８８件と前年同期及び 10 月の目標件数をともに上回り、新規求職申込件数、紹介件数については前年同期を下回り、有効求職者数は前年同期を上回った。 ②　障害者雇用状況報告（平成３０年６月１日現在＜速報値：公表前＞） A　本年６月１日現在の障害者の雇用状況は、民間企業における障害者雇用数は、前年より７．９％増の１４，３８８．５人となり、過去最高となった。 B　民間企業における実雇用率は、前年を０．０７ポイント上回る２．２０％と過去最高となったが、法定雇用率達成割合については、前年より５．７ポイント減少の４８．４％と、7 年ぶりに減少となった。 C　公的機関における未達成機関は、２．５％機関が５７機関（前年２９機関）、２．２％機関が２機関（前年３機関）となった。 イ　きめ細かな職業相談・職業紹介と障害特性・就労形態に応じた支援の充実 （ア）　障害特性や求職者の状況に応じ、予約相談の活用などきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、チーム支援を実施し、雇用・福祉・教育関係機関との連携強化に努めた。

上半期の取組状況

【チーム支援の状況】

	平成３０年 ４月～９月	平成２９年 ４月～９月	増減比
対象者数	７３２件	７４１件	▲１．２％
就職件数	２４７件	２２７件	＋８．８％

（イ）精神障害者や発達障害者、難病患者の求職者に対し、障害特性に応じたきめ細かな相談を行うとともに、関係機関との連携や各種支援策の活用等により、就職に向けた支援を行った。

①　精神障害者への支援

A　精神障害者雇用トータルサポーターの配置を見直し〔１１所　延べ１７名から９所　各１名へ〕を行い稼働日数を増加させることにより、求職者への相談や事業主に対する働きかけの充実を図った。

B　医療機関との連携による支援に努めた。〔ハローワーク札幌〕【６医療機関との協定】

②　発達障害者への支援

障害者就職支援ナビゲーター（発達障害支援分）〔３所：ハローワーク札幌東・札幌北・旭川各１名〕に加え、今年度より発達障害者雇用トータルサポーター〔ハローワーク札幌　２名〕を配置し支援の充実を図った。

③　難病患者への支援

難病患者就職サポーター〔ハローワーク札幌・札幌北　各１名〕よる北海道難病センターと連携を図り支援に努めた。

ウ　がん患者等への就職支援

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対する就職支援として、道内各がん診療連携拠点病院と連携して専門性の高い就職支援に取り組んだ。

今年度より、ハローワーク札幌東・旭川に加えて、ハローワーク札幌に就職支援ナビゲーターを新たに配置し、連携先拠点病院も新たに３か所加え、北海道がんセンターほか地域のがん診療拠点病院との連携のもと、個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介や医療機関への出張相談等の就職支援を実施した。

・就職支援ナビゲーター配置所：札幌・札幌東・旭川

・連携先拠点病院（札幌６・旭川３・釧路１拠点）

北海道がんセンター、札幌医科大学付属病院、北海道大学病院、市立札幌病院。

旭川医科大学病院、市立旭川病院、旭川厚生病院、KKR 札幌医療センター、札幌厚生病院、市立釧路総合病院。

・支援対象者数　１７１人（９月末）

（年間目標１８０人：ナビ３名分）

<table>
<tr>
<td>上半期の取組状況</td>
<td>
エ　障害者の職業能力開発支援の推進
（ア）　障害者職業能力開発校など訓練実施機関と連携し、受講あっせん等を行った。
【障害者職業能力開発校入校者】
平成３０年４月入校者　２７名
平成２９年４月入校者　２６名
（イ）　一般の職業訓練についても、求職者の適正・能力・ニーズなどに応じて必要な職業訓練に対し、受講指示・推薦を行った。
</td>
</tr>
<tr>
<td>下半期の取組</td>
<td>
ア　雇用率達成指導の厳正な実施
（ア）　６－１報告の結果を踏まえ、雇入れ計画作成命令対象企業、雇入れ計画実施中企業、未達成公的機関に対する早期指導及び計画的な指導を実施する。
合わせて未達成企業の約６割を占める障害者雇用０企業に対しては、関係機関との連携により効果的な取組・指導を実施する。
（イ）　公的機関や影響の大きい大企業については、必要に応じ、ハローワークの幹部及び局幹部による指導を実施する。
（ウ）　国の行政機関における平成 29 年６月１日現在の障害者任免状況通報書の再点検結果をうけ、道内の地方公共団体等において報告内容の再点検を実施した。
【再点検の結果】　※上段は再点検後の数値、(　)内は再点検前の数値
<table>
<tr><th></th><th>基礎となる職員数</th><th>障害者の数</th><th>実雇用率</th><th>不足数</th></tr>
<tr><td>北海道の機関</td><td>14,386.5 人
(13,904.0 人)</td><td>377.5 人
(374.0 人)</td><td>2.62 %
(2.69 %)</td><td>6.0 人
(0.0 人)</td></tr>
<tr><td>北海道等の教育委員会</td><td>37,825.5 人
(37,754.5 人)</td><td>746.5 人
(769.5 人)</td><td>1.97 %
(2.04 %)</td><td>88.0 人
(64.0 人)</td></tr>
<tr><td>市町村の機関</td><td>53,834.0 人
(52,443.0 人)</td><td>1,286.5 人
(1,325.0 人)</td><td>2.39 %
(2.53 %)</td><td>54.5 人
(16.0 人)</td></tr>
<tr><td>地方独立行政法人等</td><td>10,490.5 人
(10,490.5 人)</td><td>229.5.人
(229.5 人)</td><td>2.19 %
(2.19 %)</td><td>12.0 人
(12.0 人)</td></tr>
</table>
（エ）平成３０年１０月に示された「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき、公務部門における法定雇用率の達成に留まらず民間企業も含め、障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進する。
</td>
</tr>
</table>

下半期の取組	イ　きめ細かな職業相談・職業紹介と障害特性・就労形態に応じた支援の充実 （ア）　きめ細かな職業相談・職業紹介に努めるとともに、関係機関と連携し、チーム支援を積極的に実施する。 　特に、近年、増加傾向にある精神障害者について、精神科医療機関との連携の強化を促進する。 （イ）精神障害者雇用トータルサポーターや発達障害者雇用トータルサポーターによるカウンセリング等を活用した、きめ細かな相談、就労支援を行う。 　なお、精神障害者雇用トータルサポーター及び発達障害者雇用トータルサポーターにおいては、引き続き障害者の職場への定着率向上のための環境づくりとして、「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成、拡大に努め、今年度の目標であるサポーター養成数１，２９０名の達成を目指す。 ウ　がん患者等への就職支援 　出張相談については、長期療養者就職支援担当者連絡協議会において、各病院で利用者増につながったと考えられる広報・周知を共有したことから、連携拠点病院と連携し更なる事業周知の取組を進める。 　また、「両立求人」を確保するため、引き続きナビ配置所（札幌・札幌東・旭川）を中心に、がん患者等の症状に応じた採用の可能性が広がるよう、関係機関と連携し事業主に理解を求めていく。 エ　障害者の職業能力開発支援の推進 　訓練実施機関と連携を密にし、求職者の状況に応じ、効果的な受講あっせん、修了後の就職相談などの円滑な就職に向けた支援を行う。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ２８）

第２　北海道労働局における最重要課題・目標・対策

２　女性、若者、障害者、高年齢者等の多様な働き手の参画

（４）高年齢者の雇用対策の推進

【取組の方向・目標】

ア　企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進を図る。

イ　高年齢者の再就職支援の充実・強化を図る。

ウ　地域における就業機会の確保に向けた取組の強化を図る。

上半期の取組状況

ア　定年延長・継続雇用の延長に向けた環境の整備

（ア）高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導　資料番号　Ｏ－１

３１人以上規模企業６，１８０社のうち、未実施企業は１８社で前年同数。また、実施率は９９．７％で前年同率であった。未実施企業に対しては、６－１報告の再確認、確保措置導入の時期等を把握し、企業に早期の取組を促した。

（イ）希望者全員が６５歳まで働ける企業等及び年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の普及・促進

①　独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構北海道支部」という。）の６５歳超雇用推進プランナー（３０年度新設）・高年齢者雇用アドバイザーとの連携した普及を推進するため、啓発対象指導リストをハローワークと機構北海道支部で四半期ごとに作成し、ハローワークから文書通知を行った上で、プランナー等が訪問した（９月末現在の訪問指導実績延べ８４５件）。

②　生涯現役で働く従業員のための健康管理と賃金・人事制度を考える「地域ワークショップ」を機構北海道支部と共催するにあたり、札幌管内の２３８社に参加勧奨文を送付した。

イ　高年齢者の再就職の援助・促進

（ア）募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する取組の推進

企業訪問等あらゆる機会を活用し、趣旨等を説明し理解を求めている。また、リーフレット等を配布、配置して周知に努めた。

（イ）高年齢者の再就職支援の強化　資料番号　Ｏ－２

高年齢者の求職者が増加していることから、ニーズをとらえた職業相談・職業紹介に努めるとともに、各種助成金の周知・活用促進を図る等、高年齢者の雇用量の拡大に努めた。

さらに、ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、函館、旭川、帯広に「生涯現役支援窓口」を設置し、再就職が困難な高年齢求職者を対象に総合的な就労支援を行った。当該窓口での６５歳以上の就職件数は年間目標６７７件に対し９月末現在３８４件で達成率５６．７％であった。

上半期の取組状況

（ウ）高年齢者スキルアップ・就職促進事業の実施

高年齢者が未経験分野等で働く能力等を修得し、多様な職業を選択できることを目的に、技能講習のほか職場見学やハローワークによる管理選考等を一体的に組み合わせた事業を民間事業者（㈱建築資料研究社）に委託して実施した。

ウ　高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大・シルバー人材センター事業等の推進

（ア）生涯現役促進地域連携事業

資料番号	Ｏ－３

高年齢者の雇用・就業促進に向けた地域の取組を支援し、先駆的なモデル地域の普及を図るため、平成２９年度から民間事業者（（福）北海道社会福祉協議会）に委託して実施している。

【平成２９年度実績】

事業メニュー	項目	実績
高年齢者の意向調査	調査数	１４，８４２件
企業の意向調査	調査数	２，７９０件
企業開拓	訪問企業数	１３０社
企業向けワークショップセミナー	参加企業数	７０社
就業促進イベント（アクティブカフェ）の開催	参加者数	１７５人
相談窓口（アクティブシニアサポートセンター）の開設・運営	相談者数	１０７人

※平成２９年度から３年間の事業であり、事業報告は年１回のみ

（イ）シルバー人材センター事業

ハローワークでの求職受理や職業相談の際に、短時間の就業ニーズや体調面、家庭の事情等に配慮した柔軟な働き方に関する就業ニーズを把握した場合に、シルバー人材センターで提供できる就業に関する情報、会員募集説明会の日程に関する情報等を提供し、シルバー人材センターとの連携を図った。

また、サービス業等の人手不足分野や介護、保育等の現役世代を支える分野での派遣、請負、職業紹介における就業のための必要な能力を身に付ける技能講習等を実施する「高齢者活躍人材育成支援事業」を北海道シルバー人材センター連合会に委託した。

【北海道シルバー人材センター連合会】

・加盟団体４３（連合会含む、札幌は３団体）

・平成２９年度事業実績

会員数１７，０２３人（前年比０．１％減）

労働者派遣事業　就業延人員１４７，４２９人日（前年比４３．１％増）

上半期の取組状況	【高齢者活躍人材育成支援事業の事業実績（９月末現在)】 ・講習開始者数：１５４名（２４講習、定員３００名） ・関連就業者数：１２４名 ・関連就業率：８１％（目標５０％以上）
下半期の取組	ア　定年延長・継続雇用の延長に向けた環境の整備 （ア）高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導 完全実施に向け、引き続き未実施企業に対する個別指導を継続する。なお、進捗状況については、ハローワークと局が共有化して管理する。また、確保措置が講じられない場合、企業名の公表を前提に取組の強化を図る。 （イ）希望者全員が６５歳まで働ける企業等及び年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の普及・促進 ハローワークと機構北海道支部が連携して、経過措置企業に対し、希望者全員が６５歳まで働ける制度の普及・促進を図る。 また、機構北海道支部が策定した「６５歳超雇用推進マニュアル」を活用し、６６歳以上まで働ける制度導入の働きかけ及び相談・援助を行う。 イ　高年齢者の再就職の援助・促進 （ア）募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する取組の推進 引き続き、求人受理時における指導を徹底するとともに、事業所訪問時等あらゆる機会を捉えて周知・啓発を図る。 （イ）高年齢者の再就職支援の強化 求人担当と求職者担当の連携を強化するとともに、求人充足会議の活性化等により積極的・能動的マッチングの推進を図る。また、高年齢求職者向けの求人については、各種助成金等のツールを活用して確保を図る。 （ウ）高年齢者スキルアップ・就職促進事業の実施 ５５歳以上の求職者に対する技能講習の情報提供を積極的に行うほか、管理選考に参加する事業所の確保のため、受託事業者との連携を強化する。 ウ　高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大・シルバー人材センター事業等の推進 （ア）生涯現役促進地域連携事業 受託事業者と４地域の地方公共団体、管轄ハローワークとの連携・協力の強化を図る。 （イ）シルバー人材センター事業 多様な働き方のニーズに対応するよう、シルバー人材センターの活用について、引き続きハローワークと各シルバー人材センターが連携した取組を更にすすめる。

【項目】　（運営方針冊子　Ｐ３０）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

１　雇用環境・均等行政の重点施策

（１）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

【取組の方向・目標】

性別による差別の禁止及び妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止に係る法違反事案に対応し、報告徴収における指導事項の是正率を年度末において９割以上とする。

上半期の取組状況	ア　男女雇用機会均等法の実効性確保 （ア）性別による差別及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応 ①　男女雇用機会均等法に基づく報告徴収を１４３件実施した（年間目安件数２００件）。うち１１１事業所に対し２５１件助言し、２２７件の是正を確認した（是正率９０．４％）。未是正分については指導継続中。 ②　労働者からの相談を端緒とする報告徴収を５件実施したが、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに係る事案はなかった。 労働者からの相談を端緒とする男女雇用機会均等法第１７条に基づく紛争解決の援助申立てを４件受け付け、うち３件が妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い事案であり、いずれも助言を行い解決した。 （イ）職場におけるハラスメント対策の推進 ①　男女雇用機会均等法に基づく報告徴収を１４３件実施し、うち５６事業所にセクシュアルハラスメント防止対策、５８事業所にマタニティハラスメント防止対策に係る法違反が認められ、１１４件の助言を行い、９０件の是正を確認した（是正率８０．４％）。未是正分については指導継続中。 ②　労働者からの相談を端緒とする報告徴収を５件実施し、うち１件はマタハラ案件、４件はセクハラ案件で、５件の助言を行い、セクハラ案件について２件の是正を確認した。未是正分については指導継続中。 労働者からの相談を端緒とする男女雇用機会均等法第１７条に基づく紛争解決の援助申立てを４件受け付け、うち１件がセクハラ事案で、助言を行い、継続中。 ③　９月に「職場におけるハラスメント対策に係る説明会（全国ハラスメント撲滅キャラバン）」を帯広市、旭川市で開催し、７１名の参加があった。なお、１０月に札幌市でも開催予定。 本説明会は、道経連、連合北海道に協賛を依頼し、開催案内を１，３５２事業所あて郵送したほか、労働局ホームページに掲載して周知を図った。 （※　開催案内に働き方改革関連法のリーフレットを同封し、併せて法の周知を図った。） （※１（１）ウ（イ）再掲）

下半期の取組	ア　男女雇用機会均等法の実効性確保 （ア）性別による差別及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応 引き続き、報告徴収を実施する。 相談の多い福祉施設や、女性の採用・配置比率が低い建設などの業種を中心に、個別事業所訪問による法の履行確保を推進する。 労働者からの相談を端緒とする報告徴収について随時実施する。 （イ）職場におけるハラスメント対策の推進 平成２９年１月１日施行の改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法によるハラスメント防止対策の措置義務の履行確保を図る。また、未是正分については確実にその是正を図る。

【項目】　（運営方針冊子　Ｐ３０）

１　雇用環境・均等行政の重点施策

（２）職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

【取組の方向・目標】

ア　育児休業取得等を理由とした不利益取扱いに対する的確な是正指導と中小企業への規定整備等の支援により、改正育児・介護休業法の履行確保を図る。

イ　次世代育成支援対策推進法に基づき、１０１人以上企業における一般事業主行動計画の策定・届出の完全履行を目指す。くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請に向けた一般事業主行動計画の策定を積極的に働きかける。

上半期の取組状況	ア　改正育児・介護休業法の確実な履行及び周知 （ア）中小企業の労働者、非正規雇用労働者を含めた改正育児・介護休業法の周知徹底 ①　育児・介護休業法に基づく報告徴収を１３５件実施した（年間目安件数２００件）。うち、１２６事業所に対し４３０件助言し、３３８件の是正を確認した（是正率７８．６％）。未是正分は指導継続中。報告徴収時に、改正育児・介護休業法について説明を行った。 ②　９月に「職場におけるハラスメント対策に係る説明会（全国ハラスメント撲滅キャラバン）」を帯広市、旭川市で開催し、７１名の参加があり、改正育児・介護休業法について説明を行った。なお、１０月に札幌市でも開催予定（※１（１）ウ（イ）再掲）。 また、労働局ホームページにハラスメント防止周知リーフレットを掲載したほか、企業訪問や報告徴収、関係団体の会議、札幌市主催「ワーキングマタニティスクール」等、あらゆる機会を周知に活用した。 ③　集団的報告徴収を活用し、規定整備等の支援を行った。 ④　地域包括支援センターにおける仕事と介護の両立支援制度の理解を深めるため、北海道に働きかけ、地域包括支援センター職員研修の場で育児・介護休業法を説明する時間を確保した。 （イ）育児休業等を理由とする不利益取扱い等への厳正な対応 ①　報告徴収 労働者からの相談を端緒とする報告徴収を２件実施した。法違反事実の有無を確認し、１件については違法状態の是正を助言し是正が確認され、もう１件については法違反とまでは言えないため、望ましい取組を助言した。 ②　紛争解決援助 労働者からの相談を端緒とする、育児・介護休業法に基づく不利益取扱いに係る紛争解決援助を３件受け付け、２件助言を行い解決した（１件は金銭解決、１件は違法行為の撤回と継続雇用）。残り１件は援助継続中。 （ウ）両立支援に取り組む事業主に対する支援 ①　「女性の活躍・両立支援総合サイト」等をあらゆる機会を捉えて周知したほか、事

上半期の取組状況	業主からの改正法に係る規定整備等の依頼に対し、随時個別対応による支援を実施した。また、集団的報告徴収を活用し、規定整備を支援した。 ②　両立支援等助成金支給状況 ・支給申請　１０６件（昨年度同期　８８件） ・支給決定　１２７件（昨年度同期　１１５件）（※過年度申請の支給決定分含む） ・事業主団体等への文書による制度周知　０団体（昨年度同期　１０団体） イ　一般事業主行動計画の策定・届出等の完全履行及び認定企業の拡大 ①　行動計画の届出状況 １０１人以上企業 ３月末　１５６６社（届出率９３．３％）　９月末　１４７１社（届出率８７．６％） １００人以下企業 ３月末　１０４８社　９月末　１１１０社 届出等が義務化されている未届企業に対し文書により督促指導を実施した。 督促対象企業数　３８８企業　（昨年度同期　１８６企業） ②　くるみん認定企業　３社　（昨年度同期　３社）　（資料Ｃ－５） 労働局幹部による企業トップ訪問に際し、くるみん認定申請に向けた働きかけを行った。
下半期の取組	ア　改正育児・介護休業法の確実な履行及び周知 （ア）中小企業の労働者、非正規雇用労働者を含めた改正育児・介護休業法の周知徹底 ①　引き続き個別報告徴収、集団的報告徴収を効果的に実施する。 ②　育児休業等に関する周知リーフレットを作成し、地方公共団体の協力を得て、母子手帳交付時の労働者等へのリーフレット配布及び窓口配架により、労働者等への周知を行う。 ③　介護休業等に関する周知用リーフレットを作成し、地方公共団体及び地域包括センターの協力を得て、窓口配架により労働者への周知を行う。 ④　地域包括支援センター職員研修に講師を派遣（全道６か所）し、「仕事と介護の両立制度」について説明を行う。 （イ）育児休業等を理由とする不利益取扱い等への厳正な対応 労働者からの相談対応については、相談者のニーズに応じ、引き続き報告徴収や紛争解決援助制度等の利用を促すとともに、迅速な解決を図る。 （ウ）両立支援に取り組む事業主に対する支援 ①　事業主からの規定整備等の依頼に対し、個別対応による支援を行う。 ②　事業主団体等に助成金制度周知用リーフレットを送付する等により、制度周知に努める。

下半期の取組	イ　一般事業主行動計画の策定・届出等の完全履行及び認定企業の拡大 ①　引き続き、完全履行に向けて、文書督促等を行う。また、行動計画終期が近い企業に対し、注意喚起を行う。 ②　くるみん認定制度についてあらゆる機会を捉えて周知するとともに、引き続き企業トップ訪問等において周知を行う。

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子　Ｐ３２）
１　雇用環境・均等行政の重点施策
（３）パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進
【取組の方向・目標】
パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保及び正社員転換について、報告徴収により法の履行確保を図る。</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>ア　パートタイム労働法の確実な履行
①　パートタイム労働法に基づく報告徴収を７８件実施した（年間目安件数２００件）。うち７３事業所に対し２１２件の是正を助言し、１７７件の是正を確認した（是正率８３．５％）。未是正分については指導継続中。なお、正社員転換措置義務の不履行は４５事業所あり、３７事業所が是正、８事業所が指導継続中。また、パート労働者を正社員転換したことがある事業所は７８社中２６社（３３．３％）であった。
②　報告徴収時に「パート労働ポータルサイト」、「職務分析・職務評価コンサルティング」、「キャリアアップ助成金」及び「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」を周知し、利用を勧奨した。（※第２－１（２）ア（ア）再掲）</td></tr>
<tr><td>下半期の取組</td><td>ア　パートタイム労働法の確実な履行
①　引き続き、報告徴収を実施し、均等・均衡待遇、正社員転換等が実効あるものとなるよう、必要な指導を行う。報告徴収の目安件数（２００件）
②　引き続き、パート労働ポータルサイト等支援ツールの周知を図る。
また、安定部、センター及び働き方改革包括連携協定に基づく金融機関等と連携し、キャリアアップ助成金の活用を図り、均等・均衡待遇及び正社員転換に係る企業への働きかけをより効果的に実施する。
③　２０２０年４月施行のパートタイム・有期雇用労働法及び同一労働同一賃金ガイドラインについて、北海道、センターと連携して説明会を実施し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について広く周知する。</td></tr>
</table>

【項目】　（運営方針冊子　Ｐ３３）

１　雇用環境・均等行政の重点施策

（４）個別労働関係紛争の解決の促進

【取組の方向・目標】

ア　総合労働相談コーナーの機能強化を図る。

イ　効果的な助言・指導の実施に努める。また、あっせんについては、被申請者に対する参加勧奨を積極的に実施するとともに、あっせん申請受理後、２か月以内の完結率が９０％以上となるよう、紛争の迅速な解決に努める。

ウ　労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等により、労働相談機関や紛争解決機関との連携を図る。

上半期の取組状況	ア　総合労働相談コーナーの機能強化 ①　実効ある研修の実施 ４月６日、新任総合労働相談員（以下「相談員」という。）全員（４名）に研修を実施した。 ６月１２日、全道総合労働相談員会議において、相談業務の留意事項等について担当官から説明し、あっせん業務に係る留意事項ついて、北海道紛争調整委員会委員による研修を実施した。相談対応、助言の実施について具体的な事例研究を行い実務能力の向上を図った。 ②　業務指導の実施 新任相談員が配置されたコーナーを中心に業務指導を計画的に実施した（釧路８月２４日実施、浦河・室蘭１０月、札幌東１１月実施通知済み）。 ③　必要な情報の提供 相談員に対して出張あっせん時や日常業務を通じて適宜指導・援助を行うとともに、「紛調官だより」を９月に１回発行し、個紛制度を積極的に活用するよう相談員に指示した。 ④　広報による利用の促進 平成２９年度の運用状況について記者発表し（７月６日）、ホームページに掲載するとともに労基ニュースに掲載依頼した。 イ　効果的な助言・指導の実施及び的確なあっせんの実施 ①　効果的な助言・指導の実施 全道総合労働相談員会議において、助言・指導の積極的な実施について指導するとともに、その適切な実施のための研修を実施した。 助言・指導については、１４８件の内、１４２件が申出受付後１か月以内に完結している。

＜上半期の相談、助言・指導状況＞

	３０年度	２９年度	２８年度
相談	１８，２０９	１７，０８５	１７，５９５
内個別紛争	４，３７９	３，６６６	４，３４３
助言・指導	１４８	１００	１１０

② あっせん業務の迅速な処理

あっせんについては当事者が遠隔地に所在する場合は TV 会議システムを積極的に利用している。

＜あっせん処理状況＞

	３０年度	２９年度	２８年度
あっせん	１３２	１３４	１３１
参加率（%）	５０．０	５９．８	６６．４
合意率（%）	６１．０	７６．３	７８．２
完結件数	１１８	１２７	１３１
2か月以内	１００（８４．７%）	１１４(８９．８%)	９８(７４．８%)
3か月以内	１４（１１．９%）	１１(８．６%)	２９(２２．１%)
3か月超え	４（３．４%）	２(１．６%)	４(３．１%)

ウ 関係機関・体との連携

① 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を９月１８日に開催した。その際に一般企業向けのセミナーを開催することを提案し、参加機関のコンセンサスを得、年度内にセミナーを開催することとなった。

また、道内の主要な労働相談窓口及び労使紛争の解決機関を記載したリーフレットの内容を改訂し、労働局ホームページに公表した。

② 紛争調整委員会会議を９月２５日に開催し、あっせん制度の円滑な運用について意見交換を行った。

③ あっせん打切り通知書の送付の際には、他の紛争解決機関（労働審判制度、北海道労働委員会、法テラス等）のリーフレットを同封している。

④ 北海道と労働局ホームページで、相互に個別労働紛争解決制度の掲載を行っている。

⑤ 労働局の個別労働紛争解決制度になじまない労使紛争について、適切な紛争解決制度及び実施機関を紹介している。

⑥ 北海道管区行政評価局が実施する「一日行政相談所」相談員を派遣している。

⑦ 北海道労働委員会制度のＰＲについて、署所にリーフレット配架を依頼した。

また、１０月に監督署４署、安定所２所及びジョブカフェ札幌に同委員会のあっせん委員が訪問し、労働委員会が同会の業務についてＰＲを行う予定である。

下半期の取組	ア　総合労働相談コーナーの機能強化を図る。 ①　現在の方針を維持し、引き続き出張あっせん時や日常業務を通じての指導援助及び必要な情報提供を行う。相談件数と比較し、助言・指導、あっせん受理件数が低調なコーナーについては、相談内容を確認した上で相談員に対する個別研修を実施する。 ②　浦河、室蘭及び札幌東コーナーの新任相談員に対し、第３四半期に業務指導を実施する。業務指導が必要と認められる稚内、函館、札幌中央及び苫小牧コーナーについても、第３四半期に業務指導を実施する。 ③　引き続き、各コーナーの好事例、相談者からの苦情、改善が必要な事案について、「紛調官だより」発行等、様々な機会を捉えて情報提供し、業務改善に活用する。 　他部署開催の説明会、関係機関が開催する説明会を活用する等、引続きあらゆる機会を捉えて個別労働紛争解決制度の周知を図る。 イ　効果的な助言・指導の実施及び的確なあっせんの実施 ①　引き続き出張あっせん時や日常業務における指導等を通じて、相談員の相談スキルの向上、助言・指導業務等の質の向上、相談からあっせん受理までの相談者への適切な説明について指導する。 ②　相談コーナー間の「たらい回し」は行わないという意識を相談員に定着させる。 ③　あっせん期日までに、事務局において 必要資料の収集、双方の主張整理、争点整理を実施し、あっせん合意率の向上を図る。 ④　相談員に対し、来庁者に合わせたわかりやすい言葉遣いに配慮するよう指導する。 ⑤　申請されたあっせん事件等については、被申請人に対し、案内文書等によりあっせん参加を勧奨する。 ウ　関係機関・団体との連携 　一般企業向けのセミナーを年度内に開催する。 　また、引き続き、個別労働紛争解決制度機関を記載したリーフレットを作成、公表し連携を図る。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ３４）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

２　労働基準行政の重点施策

（１）法定労働条件の確保・改善対策

【取組の方向・目標】

ア　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の徹底を図る。

イ　過労死等防止対策について、過労死等防止対策推進法に基づき定められた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に則り、北海道等と連携を図りながら効果的に推進する。

ウ　賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図る。

　トラック運転者、技能実習生等の労働条件の確保については、関係機関と連携を図りつつ効果的に推進する。

エ　若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、大学生・高校生及び学生アルバイトを使用する事業主を含め、労働基準関係法令等の積極的な情報発信を行うなどにより、労働条件の確保に向けた取組を行う。

オ　労働基準法等の改正案が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知を図る。

　また、労働基準関係法令等の周知を始めとして、労働基準行政の諸活動を周知するため、監督結果、労働災害発生状況等について毎月記者発表を行うなど、積極的な情報発信に努める。

上半期の取組状況

【アについて】

第２の１の（３）に記載

【イについて】

過重労働解消キャンペーンにおける取組として、使用者団体等(138 団体)に対して、労働局長及び北海道知事との連名により、長時間労働削減に向けた取組の要請を行う。このうち、主要１０団体に対しては、局の幹部が訪問する。

また、１１月２２日に過労死等防止対策推進シンポジウムを開催する。

資料番号　Ｄ－１

【ウについて】

1　法定労働条件の履行確保

（ア）基本的労働条件の確立等

a 監督指導の実施

定期監督の実施状況

上半期計画　2,364 件

実績　1,924 件（違反率：65.4%）

b 申告・相談

相談に対しては懇切丁寧に対応すること、申告については法違反を構成しないことが明白である場合を除き受理すること等の徹底を図った。

		申告件数	相談件数
	平成 30 年９月末現在	1,376 件	23,043 件
	平成 29 年９月末現在	1,265 件	22,276 件
	平成 29 年	1,700 件	33,928 件
	平成 28 年	1,759 件	35,886 件

c　司法処分

法定労働条件の履行確保等に係る重大又は悪質な事案に対しては、労働基準法などの違反事件として捜査を行い、検察庁に送検した。

送検件数 18 件（９月末現在）
（安衛 12 件、労基関係６件）
前年度同期送検件数 14 件
（安衛 12 件、労基関係２件）

上半期の取組状況

（イ）賃金不払残業の防止

各種情報に基づき監督指導を実施し、賃金不払残業の解消と併せて労働時間管理の適正化、過重労働による健康障害防止等について指導を行っている。

監督指導結果状況（９月末現在）
労基法 37 条違反件数
289 件（違反率 20.8%）

2　特定の労働分野における労働条件確保対策

（ア）自動車運転者

各種情報を端緒として以下の監督を実施している（上半期）。

① トラック 109 件（違反率 88.1%）、
② タクシー13 件（違反率：96.9%）
③ バス７件（違反率 85.7%）

また、北海道運輸局と以下の連携を行った。

① 合同監督　トラック３件、タクシー１件
② 相互通報制度　労働局から通報　20 件
　　運輸局から通報　３件
③ 「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。雑貨輸送を対象にコンサルティング事業を展開

（イ）介護労働者

各種情報から労働条件確保上の問題があると考えられる事業場に対して監督指導を実施した。

なお、北海道、政令指定都市及び中核市とは、新規参入事業場の情報共有、説明会の開催等について円滑に連携を図っている。

上半期の取組状況	（ウ）その他の労働者 技能実習生、障害者である労働者、派遣労働者等についても、労働相談等を端緒に、労働条件に問題があると考えられる事業場に監督指導を実施し、是正勧告等必要な措置を講じた。 【エについて】 「労働条件相談ほっとライン」及びポータルサイト「確かめよう労働条件」を当局ホームページに掲載し、労働基準関係法令の情報を発信した。 また、高校、大学等へ労働法制に関する講師派遣を 13 回実施した。 【オについて】 1　改正労働基準法等の周知 労働時間相談・支援班は上半期において説明会を 432 回実施し、16,525 事業場が参加した。 また、『労働時間相談・支援コーナー』における上半期の相談件数は 2,233 件となった。 資料番号　Ｄ－２ 2　積極的な情報発信 上半期において、26 件のプレス発表を行い、その内容を当局ホームページに掲載した。
下半期の取組	【アについて】 第２の１の（３）に記載 【イについて】 過労死等防止対策推進法で定められた「過労死等防止啓発月間」（11 月）の一環として「過重労働解消キャンペーン」が実施されることから、11 月を中心として、次の取組を実施する。 ① 長時間抑制のための重点的な監督指導 ② ベストプラクティス企業への労働局長訪問（11 月 2 日） ③ 過重労働解消相談ダイヤル（11 月 4 日） ④ 過労死等防止対策推進シンポジウム（11 月 22 日） ⑤ 主要労使団体への労働局長、局幹部による要請 【ウについて】 1　法定労働条件の履行確保 賃金不払残業の防止 各種情報から賃金不払残業が行われていると考えられる事業場に対して、迅速に監督指導を実施し、又は集団指導等を活用し、「労働時間の適正な把握のために使用者が講

下半期の取組	ずべき措置等に関するガイドライン」及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の定着を図る。 2　特定分野における労働条件確保対策 （ア）自動車運転者 各種情報から労働基準関係法令及び改善告示の違反が疑われる事案に対しては、引き続き的確な監督指導を実施する。 また、コンサルティング事業への取り組みを通じ、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた環境整備を図る。 （イ）介護労働者 各種情報から労働条件確保上の問題があると考えられる事業場に対して、引き続き監督指導を実施するとともに、北海道等と連携して説明会を実施るることにより、労働条件および安全衛生の確保について周知及び履行確保を図る。 （ウ）その他の労働者 技能実習生、障害者である労働者、派遣労働者等についても、労働相談をはじめとして各種情報から、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対し、的確な監督指導を実施する。 【エについて】 大学生・高校生等に対する労働法制の説明に係る講師依頼については、積極的に対応する。また、若者の「使い捨て」が疑われる情報を把握した場合は、適切に監督を実施する。 【オについて】 1　改正労働基準法等の周知 労働時間相談・支援班による訪問支援を積極的に実施するとともに、引き続きあらゆる機会をとらえて改正法の周知を図る。 2　積極的な情報発信 監督結果等の効果的な情報発信に努める。 プレス発表に当たっては、時機を逸せず速やかに実施するとともに、報道機関に対して丁寧な説明を行うなど確実に報道に結びつくよう対応する。

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子Ｐ３７）
第３　労働行政の重要課題・目標・対策
２　労働基準行政の重点施策
（２）労働者の安全と健康確保対策の推進
【取組の方向・目標】
ア　労働災害が増加傾向にある業種等に対する重点的な取組を推進し、①死亡者数を１２次防期間中の最少（６４人）より減少させる。②休業４日以上の死傷者数については、平成２９年と比較して、５％以上減少させる。</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>【取組状況】
ア　労働災害防止のための対策
第２－１（３）イに記載

（ア）死亡労働災害を撲滅させるための重点業種対策
○　建設業、製造業、林業等の重点業種に対して労働局長・関係機関等との合同パトロール、各種キャンペーン及び集団指導等を実施した。

○　労働安全衛生関係法令が改正され、安全帯の「墜落制止用器具」への名称変更及びフルハーネス型の使用が義務化されることから、当該改正内容について関係団体等に対し７月に周知を行った。

（イ）災害増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応
a　陸上貨物運送業
○　荷役５大災害の防止のため陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部の各分会と各労働基準監督署（支署）（札幌中央署は除く。）において、第１・２四半期間にパトロールを実施した。
b　第三次産業
小売業及び社会福祉施設
○　業界団体に対して会員事業場における全国安全週間の取組について要請した。
○　北海道商工会議所連合会等の商工３団体を訪問し、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」のリーフレット等を提供し、管内商工会議所等（商工会議所、商工会及び中小企業組合）に対する周知を依頼するとともに、当局ホームページとのリンクを依頼した。
○　多店舗展開企業本社等に対し個別指導を実施した。</td></tr>
</table>

上半期の取組状況	（ウ）業種横断的な取組 転倒災害防止対策 ○　労働災害防止団体等以外の経営者団体に対する労働災害防止対策説明会を５月３１日に開催し、「STOP！転倒災害プロジェクト」のリーフレット等を配付して転倒災害防止のための取組及び意識向上を図ったほか、各種集団指導及び監督指導等において、リーフレット等を配付等し、その取組の啓発を行った。 ○　全国安全週間の周知に併せて関係団体等に対して文書要請を行い、労働災害防止団体、関係団体と協力して「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開した。
下半期の取組	（ア）重点業種対策 ○　平成３０年度行政目標の達成に向け労働災害防止対策に全力を挙げて取り組むほか、２０２２年度における１３次防の目標達成に向けて　建設業、製造業、林業等の重点業種を中心として関係機関等との合同パトロール及び集団指導等を実施する。特に労働災害が増加している小売業を含む第三次産業に対して、大幅に増加している転倒災害の防止対策を重点として指導・啓発を行う。 ○　災害防止団体協議会の構成員に対して労働災害発生状況について情報提供し、一層の取組を促す。また、業種横断的な取組として冬季特有の労働災害防止について啓発を行う。 （イ）災害増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対応 a　陸上貨物運送 ○　引き続き、荷役作業中の労働災害が発生した荷主等への文書要請、荷役ガイドラインのリーフレットの配付を行いガイドラインの周知を行う。 ○　１１月２９日開催の「北海道陸上貨物運送事業労働災害防止大会」において、リーフレット（冬季特有の労働災害防止）を配付し、労働災害防止の周知を図る。 b　第三次産業 小売業及び社会福祉施設 ○　１２月５日に多店舗展開企業本社等連絡会議を開催し、労働災害の情報提供等を行い労働災害防止対策について指導を行う。 ○　公益財団法人介護労働安定センター北海道支部主催による１０月３１日開催の介護労働講習に講師を派遣し、労働災害防止対策の説明を行う。 ○　当局独自リーフレットを改訂の上、商工３団体及び業界団体に情報提供し、事業場への周知を依頼する。

下半期の取組	（ウ）業種横断的な取組 a　転倒災害防止対策 引き続き、各種集団指導及び監督指導等において、「STOP！転倒災害プロジェクト」及び「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」のリーフレット等を配付し、転倒災害防止のための取組及び意識向上を図っていく。　資料番号　F-７ b　冬季労働災害防止対策 冬季間に多く発生する転倒、交通事故、除雪作業での労働災害を防止するため、本年度も「冬季労働災害防止運動」を展開し、併せて、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開する。　資料番号　F-８

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子Ｐ３８）
第３　労働行政の重要課題・目標・対策
２　労働基準行政の重点施策
（２）労働者の安全と健康確保対策の推進
【取組の方向・目標】
イ　過重労働による健康障害防止や事業場における産業医・産業保健活動を推進するとともに、ストレスチェック制度の適切な実施等、職場におけるメンタルヘルス対策を推進する。
ウ　疾病を抱える労働者等の健康確保を推進するため、疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりに取り組む。
エ　化学物質による健康障害防止、石綿健康障害の予防、受動喫煙の防止及び粉じん障害の防止を推進する。</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>イについて
第２の１の（３）に記載

ウについて
第２の１の（３）に記載

エについて
（ア）化学物質等による健康障害防止対策の推進
局所排気装置の設置、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の実施、呼吸用保護具の使用、ＳＤＳ内容の労働者周知などの重点事項等について、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の履行確保を図るため、監督指導等を実施した（合計201件）。

（イ）石綿健康障害予防対策
①　建築物解体における石綿ばく露防止対策の推進
建築物等の解体等における石綿ばく露防止対策として、監督指導等を実施した（合計89件）。
また、石綿障害防止規則の履行確保のため、局及び全署において建設工事発注機関、建設関連団体との連絡会議等を通じて関係法令等の説明を行った。
②　石綿の製造等の禁止の徹底や建築物等における吹付け石綿等の除去等の推進等について集団指導等により広く事業者等に周知を図った。

（ウ）受動喫煙防止対策
①　全道で実施した安全衛生関係の集団指導において、受動喫煙防止対策及び支援事業（助成金）に関するパンフレットを配布し、周知した。
②　受動喫煙防止対策助成金について２件の交付決定を行った。
③　北海道労働基準協会機関誌に受動喫煙防止対策助成金の記事を掲載し、広く周知に</td></tr>
</table>

上半期の取組状況	努めた。 （エ）粉じん障害防止対策 第９次粉じん障害防止総合対策（平成 30～34 年度）の初年度である。 ①　ずい道等建設工事、新規有所見者を発生させ現に粉じん作業を行う事業場、８次対策評価Ｃ又は後戻り懸念で今後も指導が必要である事業場について監督指導等を実施した（合計 52 件）。 ②　９月の粉じん障害防止総合対策推進強化月間中に、業界団体及び労働災害防止団体等計 55 団体に対して呼吸用保護具の着用徹底等の対策を徹底するよう文書要請した。
下半期の取組	イについて 第２の１の（３）に記載 資料番号 Ｇ－４ ウについて 第２の１の（３）に記載 エについて （ア）化学物質対策 ①　監督指導等を計画に基づき着実に実施する。 ②　監督指導、個別指導及び集団指導等の際には、安全データシート（ＳＤＳ）の交付対象物質を取り扱う事業場の把握を行うとともに、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施について、周知と定着促進を図る。 （イ）石綿障害防止対策 建築物の解体等の工事について、ばく露防止措置の徹底について、監督指導等を効果的に実施する。また、地方自治体と連携して、解体等の工事に関する届出情報を共有するとともに、解体工事業者への監督指導等及び関係法令の周知を行う。 （ウ）受動喫煙防止対策 ①　集団指導、個別指導、広報により受動喫煙防止対策及び支援事業の周知を行う。 ②　受動喫煙防止対策助成金の申請については、標準処理期間内に迅速・適正処理して事業者の取組を支援する。 （エ）粉じん障害防止対策 ずい道建設等、新規有所見者発生事業場、後戻り懸念で今後も指導の必要がある事業場を対象とした監督指導等を着実に実施する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ４４）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

２　労働基準行政の重点施策

（３）最低賃金制度等の適切な運営等

【取組の方向・目標】

最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進する。周知に当たっては最低賃金額の市町村広報誌への掲載率を１００％とするとともに、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への各種支援策の利用促進に連携して取り組む。

上半期の取組状況

○　最低賃金審議会の円滑な運営と改定された最低賃金額の周知等

（ア）最低賃金審議会の運営

①北海道地域最賃は、次のとおり改定となった。

・時間額８１０円→８３５円　８／６答申　１０／１日発効

②特定最低賃金は、次の通り４業種全てが改定となった。

・船舶　時間額８４５円→８６６円　１０／１答申　１２／１日発効

・電気　時間額８４２円→８６８円　１０／１答申　１２／１日発効

・鉄鋼　時間額９２７円→９４８円　１０／２答申　１２／１日発効

・乳糖　時間額８５０円→８７１円　１０／３答申　１２／１日発効

資料番号　Ｅ－１

（イ）最低賃金額の周知・広報

改正された最低賃金額については、北海道・振興局１５、市町村１７９、使用者団体３４０、商工会議所商工会２０１、農協漁協１８８、労働団体等１６７、派遣元事業主８６、道の駅１２１、求人誌３８、民間職業紹介４６などに対してポスター等を配付するなどの周知・広報を実施した。（延３，１１４団体）

なお、平成３０年１１月３０日現在の市町村広報誌の掲載率は８３．８％となっている。

資料番号　Ｅ－２

（ウ）助成金の利用促進、局内各課との連携

最低賃金の周知に併せて、各種助成金のリーフレット等も同封して周知を図った。

また、第１回の最低賃金審議会において、公労使委員に対し業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種助成金の制度について、雇用環境・均等部企画課、職業安定部職業対策課と連携して説明した。

下半期の取組	○　最低賃金審議会の円滑な運営と改定された最低賃金額の周知等 （ア）特定最賃４業種について、予定通り官報公示（１０／３０、３１、１１／１）が済み、１２月１日の発効が確定した。 （イ）１２月１日発効が確定した特定最賃についても北海道地域最賃と併せて周知に努めることとし、特定最賃は対象業種の適用事業場（３１５件）全てに対して直接周知を行う。 　また、市町村、商工会議所等の広報誌・ホームページへの掲載依頼活動を推進し、全道１７９市町村については、年度末の掲載率１００％を目指す。 　さらに、１２月以降に地域最賃と特定最賃を掲載したポスターを作成し周知広報を実施する。（ＪＲと札幌市営地下鉄の車内ポスター掲示、ミニカレンダー配布など） 資料番号　Ｅ－３ （ウ）局内各課と連携を図り、引き続き最低賃金の周知に併せて、助成金の周知と利用促進に取り組む。 （エ）第４四半期に、最賃履行確保上問題があると考えられる事業場に対して的確に監督指導を実施する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ４５）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

２　労働基準行政の重点施策

（４）労災補償対策の推進

【取組の方向・目標】

脳・心臓疾患及び精神障害を含む業務上疾病事案は、的確な進行管理により、請求書受付から６か月以内に決定するよう努める。

年度末における６か月を超える長期未処理事案について、１８件以下となるよう早期処理に努める。

上半期の取組状況

１　労災保険給付の迅速・適正な処理

北海道における平成２９年度の労災保険給付の新規受給者数については、３４，３７９件となっている。

労働者等の保護を図るため、労災保険給付の迅速な処理が必要であることから、年度当初に行った業務指導において各署の今年度の業務執行体制と課題を把握・検証するとともに、未決事案に対する業務指導を実施した。

また、毎月の未処理事案報告を通じて署管理者による進行管理状況を確認し必要な指示を行って標準処理期間内での迅速・適正な処理推進に努めた。

３か月経過事案から局への処理経過報告対象とすることで未決解消に一定の効果を上げている。前記に加え、特に長期未処理事案を多く抱える札幌中央署に対して、担当監察官が署の事案検討会に毎月出席して具体的な助言・指導を行った。

このほか、職員の知識・能力の向上を図るための各種研修を実施し職員の能力向上を図った。

上半期の取組結果として、９月末現在の長期未決事案の件数は３５件となり、前年同期３０件と比べ５件増加している。

長期未決件数（脳心・精神事案含む）	
平成３０年９月末	３５件
平成２９年９月末	３０件

２　脳・心臓疾患及び精神障害事案（過労死等事案）に係る迅速・適正な処理の徹底

署より調査計画書が届き次第、事案の内容を確認し、検討会の開催によりポイントを明らかにしたうえで、事案の問題点や調査に係る注意事項等円滑に調査が進むよう指示・指導を行った。

また、遠隔地署との事案検討会に、担当監察官と認定班が参加できるよう WEB 会議を実施し、必要な指示・指導を行った。

脳・心臓疾患の請求件数は前年同期と比べ１０件増加し、要処理件数も１５件増加している。

上半期の取組状況

精神障害事案の請求件数は前年同期と比べ８件減少し、要処理件数も前年度より３件減少している。

平成３０年９月末現在

処理状況 / 疾　病	要処理			処理済	処理中
	前年度繰越	当年度受付	合計		
脳・心臓疾患	11	23	34	15	19
精神障害	47	38	85	36	49
合計	58	61	119	51	68

平成２９年９月末現在

処理状況 / 疾　病	要処理			処理済	処理中
	前年度繰越	当年度受付	合計		
脳・心臓疾患	6	13	19	9	10
精神障害	42	46	88	31	57
合計	48	59	107	40	67

資料番号	Ｈ－１

下半期の取組

１　労災保険給付の迅速・適正な処理

引き続き各署の長期未決事案の処理状況を毎月確認し、事案ごとの課題を的確に把握して必要な指示を行うこととするが、労災監察や全道署長会議において、署管理者による適切かつ具体的な進行管理を一層徹底するよう指導する。

なお、６か月以上の長期未決事案が多い署に対しては、必要に応じて担当監察官が署事案検討会に出席することを含め、引き続き早期解消に向けて必要な対応を積極的に行う。

２　脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る迅速・適正な処理の徹底

引き続き各署の長期未決事案の処理状況を毎月確認し、事案ごとの課題を的確に把握して必要な指示を行うこととするが、労災監察や全道署長会議において、署管理者による適切かつ具体的な進行管理を一層徹底するよう指導する。

なお、６か月以上の長期未決事案が多い署に対しては、必要に応じて担当監察官が署事案検討会に出席、認定班が未決事案の業務指導を実施することを含め早期解消に向けて引き続き必要な対応を積極的に行う。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ４７）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（１）地域の実情に即した雇用対策の推進

ア　職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

【取組の方向・目標】

良質求人確保と求人充足対策の強化を図り、就職件数（常用）６２，２００件以上、雇用保険受給資格者の早期再就職件数２２，５９６件以上、求人充足件数６１，２００件以上を目指す。

上半期の取組状況

【上半期の取組状況】

（10 月末累計）	目　標	実　績	対目標比	前年同期	対前年比
正社員求人数	111,331	106,930	▲4.0%	101,386	5.5%
充足件数	37,224	36,247	▲2.6%	38,396	▲5.6%
正社員就職件数	16,289	16,091	▲1.2%	16,868	▲4.6%
就職件数	38,275	36,794	▲3.9%	38,986	▲5.6%
雇用保険受給者の早期再就職件数（９月）	12,179	12,657	3.9%	12,915	▲2.0%

（ア）求人開拓等による正社員求人の確保

正社員求人数は目標を下回っているが、実績は前年同期を上回り、新規求人数に占める正社員求人割合も、10 月末累計４５．６％で前年同期４４．１％を１．５Ｐ上回っている。

また、「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」の提出に併せ、北海道労働局・ハローワークの幹部職員が経済団体等（41 団体）を訪問し、正社員求人の提出について要請を行った。

（イ）求人充足対策の強化等による求人者サービスの充実

求人受理時に求人充足に係るコンサルティングを実施し、求人票以外の企業情報の収集などにより効率的なマッチングを図った。

また、求人に対する充足可能性を検討する会議を求人担当者と職業紹介担当との間で実施し、求人充足に向けた支援を実施した。

求人充足件数は目標値３７，２２４件に対し３６，２４７件で進捗率は９７．４％、前年同期３８，３９６件に対し５．６ポイント下回っている。

（ウ）求人票の記載内容と実態が異なる問題への対応

① 求人内容の正確性、適法性の確保については、求人受理時や事業所訪問時における事業

主への確認を指示するとともに、求人票の記載内容と面接時や就職後の労働条件が異なる旨の申出等が求職者等からなされた場合には、速やかに事実確認を行い、必要に応じ

上半期の取組状況	関係機関との連携を図りつつ、事案への迅速かつ組織的な対応を徹底した。 ② 求人数が増加する中、労働条件等が異なる旨の申出は、平成３０年度上期２１６件と前 年同期２７５件に比べ大きく減少（▲２１．５％）している。 （エ） 個々の求職者の状況に応じた個別的かつ総合的なサービスの推進 ハローワークにおける就職支援メニューの周知を徹底し、職員、就職支援ナビゲーター等による個別支援（応募書類の作成支援や模擬面接等）を積極的に実施しているが、新規求職者の減少傾向が続く中、１０月末現在の就職件数は３６，７９４件と前年同期を５．６ポイント下回り、目標からも３．９ポイント下回って推移している。 （オ）雇用保険受給者に対する総合的支援 初回講習での早期再就職メリットの周知、初回認定日における全員相談の徹底、各認定日における事前マッチング求人の提供等、相談窓口での各種支援を継続的に実施した。 ９月末現在の雇用保険受給者の早期再就職件数については、１２，６５７件と前年同期を２５８件下回っているものの、９月末までの目標（１２，１７９件）は達成している。

下半期の取組	（ア）求人開拓等による正社員求人の確保 引き続き求人開拓や求人受理時において、求職者ニーズや正社員求人のメリット等について求人者の理解を求める。 また、非正規求人の更新に当たっては、正社員求人への見直しを働きかけるなど、求人条件緩和指導等により、求人充足の可能性が高い求人の確保に努める。 （イ）求人充足対策の強化等による求人者サービスの充実 上期の取組を継続するが、求人情報提供サービス実施後のフォローアップを確実に行うため、求人者担当制等を積極的に実施する。 また、求人条件緩和指導の際に求職者の登録状況の説明に加えて、ハローワーク職員による事業所訪問や、ハローワークでの企業説明会や面接会等の実施の働きかけ行うなど、求人者サービスメニューの活用を事業主に周知する。 （ウ）求人票の記載内容と実態が異なる問題への対応 引き続き、労働条件相違の苦情があった場合の迅速かつ組織的な対応、申出に至った要因の把握と分析を定期的に実施し、求人内容の正確性、適法性の確保に努める。 （エ）個々の求職者の状況に応じた個別的かつ総合的なサービスの推進 ①職業相談記録の充実などにより、求職者ニーズを的確に把握し、能動的なマッチングをさらに強化するとともに、引き続き、応募書類添削、面接指導等の取組及び求職者担当制の強化による就職件数の増加を図る。 ②就職件数の増加については、正社員求人や求職者ニーズに沿った職種の求人確保が重要であることから、充足を十分に意識した「魅力ある求人」の開拓・確保に努めるほか、求人条件の緩和や雇用管理改善指導を推進し、求職者にマッチする求人の確保に努める。 （オ） 雇用保険受給者に対する総合的支援 雇用保険受給者が減少する中、認定日における職業相談については、初回認定日だけでなく、２回目以降の認定日においても、可能な限り全員相談を実施するとともに、初回講習や認定日以外の窓口相談の機会を捉えて、就職支援メニューや再就職手当の周知及び活用促進を行う。 また、事前マッチングや窓口でのマッチングによる求人の提供等により認定日の職業相談の充実を図るとともに、求職者担当制による個別支援を強化する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ４８）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（１）　地域の実情に即した雇用対策の推進

イ　職業能力開発による就職等支援

【取組の方向・目標】

ア　地域ニーズに応じた訓練コースの設定を行い、適切な受講あっせんに努め、訓練受講者に対する就職支援を積極的に行う。公的職業訓練の訓練修了３ヶ月後の就職件数３，５４０人以上を目指す。就職率は、公共職業訓練の「施設内訓練」で８０％以上、「委託訓練」で７５％以上を、また、求職者支援訓練の「基礎コース」で６０％以上、「実践コース」で６５％以上を目指す。

イ　ジョブ・カード制度の普及・活用促進を図る。

ウ　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がポリテクセンター・ポリテクカレッジに設置している生産性向上人材育成支援センターが実施する生産性向上支援訓練の周知を図る。

エ　人材開発支援助成金の活用により、労働者のキャリア形成の促進を支援する。

上半期の取組状況

ア　地域ニーズに応じた公的職業訓練の設定と訓練受講者への就職支援

【公的職業訓練の就職率】（平成２９年４月～平成３０年３月に修了したコース）

訓練種別	H29 目標値	H29 実績（速報値）	H30 目標値
施設内訓練	80%	85.1%	80%
委託訓練	75%	76.3%	75%
基礎コース	60%	70.9%	60%
実践コース	65%	67.5%	65%

※　修了者数には就職による中途退校者を含む。

【求職者支援訓練の受講者数】（平成３０年４月～９月・速報値）

訓練種別	受講者数	
基礎コース	182	(213)
実践コース	423	(520)
計	605	(733)

※（　）内は前年同期。

（ア）地域ニーズに応じた職業訓練の設定

ハローワークが把握した求人者及び求職者の訓練ニーズ等を基に、北海道及び機構北海道支部と連携し、平成３０年度北海道地域職業訓練実施計画を策定するなど、地域ニーズを踏まえた訓練コースの設定に取り組んだ。

（イ）適切な受講あっせん

①訓練受講により就職の可能性が高まると思われる求職者に対し、職業訓練受講給付金の活用も含めて、積極的な誘導に取組んだ。

上半期の取組状況

②わかものハローワーク及びマザーズハローワークにおいて職業訓練の案内から受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給手続きまでのワンストップでの取扱いを実施した。

（ウ）訓練修了（予定）者に対する就職支援の強化

ハローワーク、北海道、機構北海道支部との間で、受講者の就職状況の共有を図り、訓練受講中の訓練実施機関における就職支援、また、ハローワークにおいても訓練受講中から担当制も含めたきめ細かな就職支援に努めた。

イ　ジョブ・カード制度の推進

【(1)年度別取得者数】

年度	取得者数
平成 23 年度	9, 222
平成 24 年度	8, 211
平成 25 年度	9, 285
平成 26 年度	8, 510
平成 27 年度	9, 178
平成 28 年度	11, 367
平成 29 年度	9, 302

【(2)機関別取得者数（平成２９年度)】

合計	ハローワーク	訓練実施機関	その他
9, 302	750	6, 242	2, 310

（ア）公共職業訓練及び求職者支援制度における職業訓練において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行うことで能力評価の促進を図った。

（イ）労働局職員が星槎道都大学を訪問し、３年次の演習講義でジョブ・カードの作成について講義を行った。

３学部（３コマ各９０分）計１０９名出席。

ウ　生産性向上支援訓練の周知

生産性向上人材育成支援センターが実施する生産性向上支援訓練（在職者向け訓練）について、活用事例付きのパンフレットをハローワークに配付し、求人受理窓口等での周知を指示した。

エ　人材開発支援助成金の活用による労働者のキャリア形成支援

（ア）職業訓練又は教育訓練の実施、制度の導入及び適用等により労働者の段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進を図る事業主を支援する「人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金)」は、積極的な周知等の効果により、活用が増加傾向にあり、支給申請受理件数で前年同期と比べ10.4%増加している。

【人材開発支援助成金活用状況（９月末）支給申請受理件数】

30 年度	29 年度	対前年比
1,083 件	981 件	10.4%

上半期の取組状況	（イ） 活用促進にあたり、各ハローワークにおけるパンフレット配架・配付、雇用管理改善指導等の事業所訪問時での周知、及び求人受理窓口での個別周知を図ったほか、関係団体が主催する会議等における制度説明や、北海道ビジネスサポート・ハローワークが行う事業主向けセミナーにおいて制度説明を行い、事業主への周知を行った。 　また、北海道の発行する広報誌への掲載依頼、局ホームページへ掲載するなど広く周知をおこない、制度の活用促進を通じた企業の人材育成に対する支援を行った。
下半期の取組	ア　地域ニーズに応じた公的職業訓練の設定と訓練受講者への就職支援 （ア）地域ニーズに応じた職業訓練の設定 ①２月に開催予定の第２回北海道地域訓練協議会における議論を経て、地域の訓練ニーズを踏まえた平成３１年度北海道地域職業訓練実施計画を策定する。 ②過去に北海道で職業訓練を受講した求職者の受講状況、受講後の就職状況等のデータを分析し、職業訓練の質の向上、適切な運営に繋げる参考資料とするため、ハローワーク、北海道、機構北海道支部及び訓練実施機関へ情報提供する。 （イ）適切な受講あっせん ①訓練担当部門と他の職業相談部門の連携を更に強化し、訓練が必要な者に対して、能動的に受講を働きかけ、訓練への誘導を行う。 ②職業訓練生の募集が増加する時期を捉え、ハローワークを利用していない方に対して、マスメディア等を活用し、公的職業訓練（ハロートレーニング）の周知・広報を行う。 ③「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の支援対象者に対する就職支援をハローワークと連携して実施している支援機関から、職業訓練の受講が促進されるよう、施設見学会に、自治体福祉事務所、保護観察所及び母子寡婦福祉連合会、がん相談支援センター、難病センターなどの関係支援機関の担当者を招く。 （ウ）訓練修了（予定）者に対する就職支援の強化 　引き続き、ハローワーク、北海道、機構北海道支部との連携を図り、訓練受講者への就職支援を実施する。 イ　ジョブ・カード制度の推進 （ア） 北海道地域ジョブ・カード運営本部会議を開催し、北海道地域計画の進捗状況を確認するとともに、関係機関と連携して普及促進を図る。 （イ）「ジョブ・カード作成支援推進事業」への誘導につき、４月に開講が予定されている委託訓練の「長期高度人材育成コース」の受講あっせん前におけるジョブ・カード作成や、公的職業訓練受講に先立って自己理解、職業理解、訓練受講の目的等を明確化することが望ましい者へのキャリアコンサルティングを通じたジョブ・カード支援に積極的に活用するよう努める。 （ウ）学卒ジョブサポーターの学校訪問時や関係機関を参集した会議等において、大学等に

下半期の取組	対するジョブ・カード制度の積極的な周知を実施する。 （エ）企業への働きかけとして、当局主催の各種会議、事業主向けセミナー等において資料の配付・説明などによりジョブ・カードの周知・活用促進を図る。 ウ　生産性向上支援訓練の周知 今後とも、求人者等に対し、生産性向上支援訓練の周知を図る。 エ　人材開発支援助成金の活用による労働者のキャリア形成支援 引き続き同様の周知を行い、制度の活用促進による企業の人材育成への支援を推進する。 また、本助成金の政策効果を高める観点から、増加する申請処理への対応にあたり、周知、説明時におい適正申請への指導・啓発を徹底し、必要書類の不足等不完全な申請による処理遅延を防止する等により支給処理の迅速化に努める。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５０）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（１）　地域の実情に即した雇用対策の推進

ウ　地方自治体等と一体となった雇用対策の推進

【取組の方向・目標】

ア　地方自治体等との連携・協力関係をより強化し、一体となった就職支援を推進する。

イ　地域の自発性を活かしつつ、雇用機会の創出を推進する。

上半期の取組状況

ア　地方自治体との連携・協力による一体的実施

（ア）労働分野における国と地方自治体との連携

北海道と「平成３０年度北海道雇用施策実施方針」及び札幌市と「平成３０年度雇用対策協定」の雇用対策に係る協定の締結に基づき、緊密に連携協力を図った。

（イ）地方自治体と北海道労働局の協定に基づく一体的実施の推進

地方自治体からの提案を基に、国と地方自治体との間で協定を締結、事業目標を定め、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施事業を実施した。

・実施施設　北海道２か所、札幌市９か所、函館市２か所、旭川市２か所、北見市１か所、釧路市１か所

資料番号	Ｊ－１

・一体的実施事業による委託事業

◎北海道

・新規高等学校卒業予定者に係る採用意向調査（７月）
調査対象：約１４，００１社　回答社数：３，００４社

・学生面接会（札幌９月１０日）：北海道胆振東部地震の影響により中止

・職場見学会：６圏域１０回開催予定（上期実績　１回）

・U・Iﾀｰﾝﾌｪｱ（東京９月２８～２９日）参加企業：９８社、参加者数：１８７人

◎札幌市

・「子育て応援」職・育両立！サポートデー：
札幌市内各区にて年３回述べ３０回を予定の内、１５回開催済み。

◎旭川市

・若年及び高年齢求職者を対象とした職場見学会を年９回の開催予定（上期実績２回）

（ウ）市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援

【ふるさとハローワーク実施状況；９月末現在（昨年同期の値）】

	新規求職者数	就職者数
北広島市	４３６（４５４）	２６８（２８５）
恵庭市	７４５（７０６）	２４７（２６４）
登別市	３２２（３６１）	２４０（３０７）
美唄市	２１０（２５９）	１０７（１４７）
石狩市	５４２（６９２）	２１１（２２７）

上半期の取組状況

（エ）地方創生にかかるＵＩＪターン事業での連携と雇用機会の創出

①北海道との労働政策協定に基づき、平成３０年９月２８日（金）及び２９日（土）に「北海道Ｕ・Ｉターンフェア（合同企業説明会）２０１８秋」を東京都新宿区「新宿ＮＳビル」で実施し、各日企業入替により９８社が参加し、１８７人が来場した。

②札幌市との雇用対策協定に基づき、札幌市が東京都千代田区大手町「パソナグループ本部ビル」に開設している「札幌ＵＩターン就職センター」にＵＩＪターンを受け入れる求人情報を北海道労働局から２週間に１回提供している。

イ　雇用機会の創出に対する支援

（ア）地域雇用開発助成金の活用促進

①　雇用機会が不足している地域等において、事業所の設置・整備又は創業を行うことにより雇用の場を増やし、地域における雇用構造の改善を図ることを目的とした「地域雇用開発助成金」は、道内雇用情勢が改善傾向にあることを背景とした求職者の減少を要因に、活用が減少傾向にある。

【地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）】　　活用状況（９月末）

	30 年度	29 年度	対前年
計画届受理件数	42 件	74 件	▲43.2%
支給申請受理件数	47 件	59 件	▲20.3%
支給決定件数	42 件	67 件	▲37.3%
対象者数	237 人	419 人	▲43.4%
支給金額	85,700 千円	130,750 千円	▲34.4%

②　本助成金活用促進にあたり、当局ホームページへの掲載、対象各所求人窓口へのパンフレット配架・配付している。

併せて、戦略産業雇用創造プロジェクトへの参画による本助成金の「特例支給」について北海道を通じた周知を行い、同プロジェクトと連動した制度の活用促進を図っている。

同プロジェクト参画事業所からの計画届受理数（30 年９月）　４件

（イ）　実践型地域雇用創造事業の活用促進

「観光立国推進北海道地方省庁連絡会」に参加し、各省庁の地域活性化支援策を取りまとめたガイドブック「観光地域づくり NAVI２０１８」へ実践型地域雇用創造事業を掲載し事業の周知を行っている。当局独自の取組としては、事業構想作成等の提案準備に相当の時間と労力を要することから、平成３０年度第２次募集の公示前に、過去の仕様書などを参考に事業構想を検討するよう道内全市町村へ勧奨と情報提供を行った。

現在、道内では下記５地域が実践型地域雇用創造事業を実施している。

【平成２９年度開始地域（釧路市、帯広市、北見市）】

上半期の取組状況	【平成３０年度開始地域（小樽市、平取町）】 上記５地域　平成３０年度合計雇用創出目標２７８人　委託費３０４，６４６千円 当該事業の適正な運営や予算執行のための指示や助言を行い、また、事業実施地域間での情報交換等関係構築の機会をつくるため、７月１９日、上記５地域の地方公共団体の担当者を集めた担当者会議を開催した。 （ウ）北海道による産業施策と一体となった雇用創造の支援（戦略産業雇用創造事業プロジェクト） 平成２７年度をもって前プロジェクトが終了したが、北海道が再度提案し平成２８年度から３年間の新プロジェクトが採択され、現在事業を実施中である。 従前同様、戦略産業雇用創造プロジェクトを推進する北海道産業雇用創造協議会及び同協議会プロジェクトチームに参加するなど連携を図るとともに、局及び各ハローワークにおいて事業の周知に努めた。
下半期の取組	ア　地方自治体との連携・協力による一体的実施 （ア）　労働分野における国と地方自治体との連携 引き続き地方自治体との連携を深め、地域のニーズに即した就職支援を実施する。 （イ）　地方自治体と北海道労働局の協定に基づく一体的実施の推進 引き続き、自治体との連携を深め、施設の利用を促進し、窓口における就職支援を強化していく。 （ウ）市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援 引き続き自治体との連携を深め、施設の利用を促進し、窓口における就職支援を強化していく。 就職数が低調なところについては、市役所との連携を密にして、当該施設の周知・広報など利用促進を図るとともに、就職支援を強化していく。 （エ）地方創生にかかるＵＩＪターン事業での連携と雇用機会の創出 ① 平成３１年３月９日（土）に「北海道Ｕ・Ｉターンフェア（合同企業説明会）２０１８春」を東京都新宿区「ＣＩＲＱ（シルク）新宿」で開催する（参加予定６０社）。首都圏のハローワークや大学へのリーフレット送付及びインターネットを活用した周知を行う。 ② 札幌市への求人情報の提供を継続する。 ③ 札幌市を含む自治体及び関係機関と、開催するイベントに係る周知・広報について連携・協力を行うとともに、個々の支援について情報を共有する。 イ　雇用機会の創出に対する支援 （ア）地域雇用開発助成金の活用促進 引き続き積極的な周知に努めるとともに、本助成金の政策効果を高める観点から、引き続き速やかな支給処理に努める。 （イ）実践型地域雇用創造事業の活用促進

下半期の取組	平成３１年度については、厚生労働本省において実践型地域雇用創造事業に替わる新たな事業を検討中であり、事業内容が示され次第、全道市町村あてに情報提供し、提案検討を促す。 また、事業実施中及び応募の意向を示した地域から、専門的な見地での支援の要請があった場合、又は当局が必要と認める場合には、局と本省が連携し、地域雇用開発支援ワーキングチーム委員の派遣による支援を実施する。 なお、現在、帯広市からワーキングチーム支援の要請を受けており下半期中に実施する予定である。 （ウ） 北海道による産業施策と一体となった雇用創造の支援（戦略産業雇用創造事業プロジェクト） 戦略産業雇用創造プロジェクトで実施する各種事業等について、上半期に引き続き事業周知等の協力を行う。 なお、当該戦略産業雇用創造プロジェクトは平成３０年度で事業期間が終了するため、北海道では後継事業の「地域活性化雇用創造プロジェクト」への応募を希望している。下半期においては、引続き北海道に対して応募に関する情報提供や助言等を行うこととする。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５２）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（１）地域の実情に即した雇用対策の推進

エ　重層的なセーフティネットの構築

【取組の方向・目標】

ア　地方自治体と緊密な連携を図り、生活保護受給者等の支援対象者数６，０４０人以上、就職者数４，０５０人以上を目指す。

イ　職業訓練受講者に対する職業訓練受講給付金の活用促進を図る。

ウ　雇用保険制度の活用により雇用のセーフティネットを確保する。

エ　雇用調整助成金の活用により失業の予防を図る。

オ　労働移動支援助成金の活用により失業なき労働移動の実現を図る。

上半期の取組状況

ア　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等

【生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況（平成３０年９月末）】

対象者数（人）	3,085（3,268）	▲5.6%
目標進捗率	51.1%（54.9%）	▲ 3.8P
就職者数（人）	1,981（2,090）	▲ 5.2%
目標進捗率	48.9%（54.0%）	▲ 5.1P
就職率	64.2%（64.0%）	＋ 0.2P

※（　）内は前年同期。右欄は対前年同期比（差）。

※「目標進捗率」＝（９月末時点の実績数）／（年間目標数）

（ア）北海道生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において、関係機関の連携、巡回相談の実施及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業との連携等について協議し、併せて支援対象者や就職目標数を定めた北海道における生活保護受給者等就労自立促進事業計画を策定の上、支援対象者の積極的な送り出し及び就労支援を実施した。

（イ）ハローワーク（各地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会）においても、各地域の実情に応じた事業実施計画を策定し、地方自治体との連携による就労支援を実施している。

（ウ）一体的実施事業として生保型常設窓口が札幌市（中央区、東区）、函館市、旭川市、釧路市に開設されており、利用者に対する支援対象者の割合は全ての施設で目標を達成し、札幌市（中央区、東区）、旭川市では常設窓口としてのナビ１人当たりの支援対象者数について目標を達成している。

※　生保型常設窓口の目標値

・　利用者に占める支援対象者割合５０％以上

・　ナビ１人当たりの支援対象者数年間１１０人

上半期の取組状況

イ　求職者支援制度による訓練受講者への支援

【訓練受講給付金（各年４月～９月・速報値）】

	支給決定件数 （初回受給者分）	支給金額 [千円]
H28	2,455(602)	260,952
H29	2,091(497)	223,837
H30	1,826(453)	193,477

就業経験が無い者、就業経験の少ない者及び長期失業者であって、雇用保険を受給できない者を対象とした求職者支援制度による職業訓練受講給付金を適正に活用し、職業訓練受講期間中の生活支援を行った。

ウ　雇用保険制度によるセーフティネットの確保

（ア）雇用のセーフティネットとしての機能を適正に果たすため、ハローワークの窓口や雇用保険説明会、事業主等に対する研修、当局のホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて制度の周知に努めた。

（イ）平成３０年１月１日以降に受講開始する専門実践教育訓練給付の給付率が引き上げられていることから、各ハローワークに対し、積極的な周知を指示した。

（ウ）北海道胆振東部地震に関し平成３０年９月６日付けで災害救助法が適用され、雇用保険の特別措置が適用となったことから、各ハローワークに対し窓口での周知のほか、各地方公共団体、経済団体、事業主等への周知についても併せて指示した。

また、関係部署とも連携し、当局ホームページに設けられた災害関連情報に各種情報を掲載し周知に努めた。

災害時における基本手当等の支給状況について、各ハローワークから定期的に報告を求め状況把握に努めた。

ハローワーク千歳及び苫小牧管内で被害を受けた事業主や労働者を対象に開催された労働関係の説明会において、特別措置の説明を行うとともに雇用保険制度の個別相談に応じた。

エ　雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施

景気の変動、産業構造の変化など、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業等によって労働者の雇用維持に努める事業主を支援する「雇用調整助成金」は、道内雇用情勢が改善傾向にあることを背景に、活用が減少傾向にある。

一方で、昨年は産業構造の変化による大規模な雇用調整に伴う活用があったことから、雇用調整の対象となった労働者が大幅に増加したものの、今年度は減少に転じている。

上半期の取組状況

【雇用調整助成金活用状況（９月末）】

	30 年度	29 年度	対前年
計画届受理件数	68 件	66 件	+2.9%
計画対象労働者	999 人	4,794 人	▲79.2%
支給申請 受理件数	58 件	65 件	▲1.1%
支給決定件数 対象労働者数 支給金額	68 件 2,497 人 40,927 千円	73 件 2,956 人 49,835 千円	▲6.8% ▲15.5% ▲17.9%

制度の適切な活用による雇用の安定を推進するにあたり、当局ホームページへの掲載、窓口でのパンフレット配架等を行うとともに、各ハローワークにおいて企業情報の把握に努め、必要に応じた制度説明、助言、利用勧奨等による支援を行った。

また、本年７月の豪雨災害及び北海道胆振東部地震災害に関し、本助成金の特例措置が同７月 17 日及び９月 21 日より実施されたことに伴い、当該特例措置について、北海道、道内各市町村、経済団体、及び関係団体等に対し速やかに情報提供し、傘下等事業主への周知を要請した。

併せて各ハローワークにおいて地域の事業主団体等に対し当該特例措置についての周知徹底を図るとともに、各業界の状況を随時把握した。

特に、北海道胆振東部地震災害においては、千歳地域で開催された「労働関係説明会」で事業所に対して、必要に応じた助言、指導を行うとともに、特例措置の周知を行った。

オ　労働移動支援助成金を活用した失業なき労働移動

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援することにより、失業なき労働移動の実現を目的とした「労働移動支援助成金」については、道内雇用情勢が改善傾向にあることを要因に、活用は減少傾向にある。

一方で、大規模な雇用調整に伴う活用があったことから、早期雇入れ支援コースの支給申請件数については、大幅に増加している。

【労働移動支援助成金活用状況（９月末）】

支給申受理状況		30 年度	29 年度
再就職支援コース	受理件数 対象者数	０件 ０人	１件 ４人
早期雇入れ支援コース	受理件数 対象者数	33 件 34 人	10 件 20 人
中途採用拡大コース	受理件数 対象者数	０件 ０人	０件 ０人

<table>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>
<table>
<tr><th>支給決定状況</th><th></th><th>30 年度</th><th>29 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">再就職支援コース</td><td>支給決定数</td><td>0 件</td><td>2 件</td></tr>
<tr><td>対象者数</td><td>0 人</td><td>18 人</td></tr>
<tr><td>支給金額</td><td>0 千円</td><td>3,470 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">早期雇入れ支援コース</td><td>支給決定数</td><td>32 件</td><td>6 件</td></tr>
<tr><td>対象者数</td><td>431 人</td><td>14 人</td></tr>
<tr><td>支給金額</td><td>163,300 千円</td><td>4,700 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中途採用拡大コース</td><td>支給決定数</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>対象者数</td><td>0 人</td><td>0 人</td></tr>
<tr><td>支給金額</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>
本助成金活用促進にあたり、各ハローワークでのパンフレット配架・配付、北海道の発行する広報紙への掲載依頼、当局ホームページへの掲載などにより広く制度周知を行うとともに、「再就職援助計画対象労働者証明書」の交付を受けた支援対象者に対し、面接時に事業主に提示するなど、当該証明書の活用方法を記載した案内を併せて配付することにより、離職者の受入れを検討する事業主への個別周知を行った。
</td></tr>
<tr><td>下半期の取組</td><td>
ア　生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等
（ア）生活保護受給者に対する市、振興局（町村）の支援担当者との日常的な意見交換やケース会議（ケースワーカー等地方自治体の担当者と、ハローワークの担当者による就労支援会議）等を実施し、問題点等の現状認識の共有化を図り、連携した支援の取組みを一層推進する。
（イ）就職支援ナビゲーターの資質の向上を図り、効果的な支援ノウハウの付与を図るため、就職支援ナビゲーター研修会を実施する。
（ウ）生保型常設窓口においては、引き続き進捗状況を定期的に確認し、局職員が地方公共団体を訪問する等により支援候補者の円滑な送り出しを図り、就労支援を強化する。

イ　求職者支援制度による訓練受講者への支援
地域の求職者に対して、広く職業訓練及び求職者支援制度を周知し、その活用による早期就職支援に努める。

ウ　雇用保険制度によるセーフティネットの確保
６５歳以上の者への雇用保険の適用について、各種会議を通じ、改めて事業主等への周知を徹底する。

エ　雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施
引続き積極的な周知を継続するとともに、企業情報の広く的確な把握と、情報に基づい
</td></tr>
</table>

下半期の取組	た適切かつ効果的な制度案内等を行い、失業の予防等、事業主の雇用維持への支援に努める。 　豪雨災害及び北海道胆振東部地震災害に関しては、風評被害等 2 次的な被害が長期化することを想定し、状況の継続的な把握と、特例措置に係る積極的な周知を継続し、事業主の雇用維持への支援に努める。 　また、本助成金の政策効果を高める観点から、引続き速やかな支給処理に努める。 オ　労働移動支援助成金を活用した失業なき労働移動 　引き続き積極的な周知を継続するとともに、企業情報の広く的確な把握と、情報に基づいた適切かつ効果的な制度案内等を行い、離職者の早期再就職による円滑な労働移動に努める。 　また、本助成金の政策効果を高める観点から、引き続き速やかな支給処理に努める。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５３）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（２）求職者の状況に応じた就職等の支援

ア　季節労働者の通年雇用化の推進と雇用の安定等

【取組の方向・目標】

・季節労働者に対するきめ細かな就職支援により通年雇用を促進する。

上半期の取組状況

（ア）職業相談、職業紹介の充実

【季節雇用以外への職業紹介状況】

	平成 30 年 9 月末	平成 29 年 9 月末	前年比
新規求職者数	1,139 人	1,027 人	＋10.9%
常用就職件数	506 人	517 人	▲2.1%

【就職支援ナビゲーター（季節労働者支援分）による就職支援（全道に２９名配置）】

	平成 30 年 9 月末	平成 29 年 9 月末	前年比
支援対象者数	1,319 人	1,323 人	▲0.3%
常用就職件数	459 人	495 人	▲7.3%
常用就職率	34.8%	37.4%	▲2.6Ｐ

【季節労働者数の推移】

	季節労働者数	前年比
平成 29 年度	52,568 人	▲10.9%
平成 28 年度	58,986 人	▲11.0%
平成 27 年度	66,262 人	▲9.8%

【平成２４年度と平成２９年度の５年間の減少割合】

地域	減少割合	減少数
北海道	▲34.1%	▲27,177 人
東北 6 県	▲38.0%	▲11,659 人

※　季節労働者：季節的な労働需要に対し、一定期間定めて就労する者、あるいは、季節的な余暇を利用して臨時的に就労する者をいう。

※　支援対象者には前年度からの繰越分を含む。

※　ナビゲーターの年間目標数は支援開始者７０名、支援対象者の常用就職率３０％以上。

（イ）求人確保等

季節労働者を対象とした常用求人を確保するため、就職支援ナビゲーター（季節労働者支援分）による求人開拓を実施し、受理件数２１４件、求人数３９４件となった。

上半期の取組状況

【出稼労働者数の推移】

年度	出稼労働者数	前年比
平成 29 年度	1,949 人	▲20.3%
平成 28 年度	2,446 人	▲11.2%
平成 27 年度	2,756 人	▲10.0%

※　出稼労働者：１ヶ月以上１年未満居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就労期間終了後は居住地に帰る者（居住地を離れるとは、自宅以外の場所で寝泊まりすることをいい、就労先の遠近を問わない。）をいう。

（ウ）通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化の推進

雇用情勢は改善傾向にあり、建設業における人手不足の状況は続いていることから、支給件数は前年と比べ１４３件増加（＋３．９％）、対象労働者数は３７１人増加（＋３．７％）、新規労働者数については６６７人増加（＋１６．０％）となった。

【通年雇用助成金の活用状況】

	平成 29 年度	平成 28 年度	前年比
支給件数	3,786 件	3,643 件	＋3.9%
対象労働者	10,388 人	10,017 人	＋3.7%
新規労働者	4,846 人	4,179 人	＋16.0%

（エ）通年雇用促進支援事業の実施

	平成 30 年度	平成 29 年度
予算額	702,000 千円	720,000 千円
委託協議会数	42 協議会	43 協議会
委託金額	659,305 千円	704,827 千円
ｱｳﾄｶﾑ指標（計画）	1,696 人	1,975 人
ｱｳﾄｶﾑ指標（実績）	-	2,823 人

平成 28 年度から中頓別町が稚内地方通年雇用促進協議会の構成員となったことから、未実施自治体は夕張市のみとなっている。

４４協議会のうち、室蘭・登別地域通年雇用促進協議会（事務局：室蘭市）、ふるさと東十勝通年雇用促進協議会（事務局：足寄町）については事業休止中となっている。

ハローワークにおいて、協議会に係る事業メニューの周知を行うとともに、協議会に対して季節労働者を雇用する事業所や季節労働者の情報（本人同意を得た個人情報を含む）の提供を行った。また、委託費の適正な執行を図るため、訪問及び書類による会計監査を実施した。（７月末から１１月にかけて訪問監査 25 協議会、書類監査 18 協議会）

（オ）地域関係機関との連携による雇用の安定

北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会（第１回６月１日開催）を通じ、北海道開発局、北海道経済産業局、北海道等との連携を図った。

下半期の取組	（ア）職業相談、職業紹介の充実 季節労働者に対する施策として、職業相談、職業紹介の充実、トライアル雇用を利用した労働移動による常用雇用の促進、季節労働者を対象とした常用求人の確保、通年雇用助成金の活用、通年雇用促進支援事業の実施などにより、季節労働者の通年雇用化の促進を図る。 季節労働者の来所が増加する冬期間となることから、常用就職を希望する求職者を適切に職業相談窓口に誘導し、的確な職業相談・職業紹介を実施することとする。 また、就職支援ナビゲーターの支援メニューについてリーフレット等により積極的に周知を行い、支援対象者の確保を行うとともに、就職について的確な支援を実施し目標の達成を目指す。 （イ）求人確保等 季節労働者数、出稼労働者数については年々減少しているが、引き続き季節労働者を対象とした常用求人の開拓を実施するとともに、やむなく出稼就労を希望する求職者の冬期間の生活の安定を図るため、需要地５都県（※）の労働局、公共職業安定所、建設業協会に労働局長名で求人確保要請を実施し、求人情報の積極的な提供を行うこととする。 ※要請先都府県：東京、神奈川、愛知、埼玉、千葉 （ウ）通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化の推進 各ハローワークにおいて通年雇用助成金制度の積極的な周知を行う。また、各地域の季節労働者通年雇用促進協議会とハローワークの連携により、事業所向けセミナーを開催するなど、周知等を積極的に行い助成金の利用促進を図り、通年雇用化を促進する。 （ウ） 通年雇用促進支援事業の実施 ① 引き続きハローワークにおいて、協議会に係る事業メニューの周知を行うとともに協議会に対して季節労働者を雇用する事業所や季節労働者の情報（本人同意を得た個人情報を含む）を提供するなど、効果的及び効率的な連携を図り、アウトカム指標の目標達成に協力する。 ② 協議会への訪問や書類による事務指導及び中間報告を求め、今年度の実施済み事業の確認、実施予定事業の把握等を行い進捗状況を管理し、アウトプットの達成に向けた指導等を行う。 ③ 地域のニーズに合わせ高齢者が通年雇用に結びつく計画となるよう次年度の事業計画の助言を行う。 ④ 会計監査の実施結果により、委託費の再確定や会計処理の指導を行い、未執行委託費の国庫への戻入処理を適確に実施する。

下半期の取組	（オ）地域関係機関との連携による雇用の安定 ① 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会の協議会に出席し、各機関との情報共有を行う。 ② 工事発注機関（北海道開発局、北海道森林管理局、北海道、市町村）に対し、冬期工事施工等による平準化について、労働局長名で要請を行う。（平成 31 年 3 月実施予定）

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５４）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（２）求職者の状況に応じた就職等の支援

イ　外国人材の活用等

【取組の方向・目標】

ア　留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化を図る。

イ　外国人雇用状況届出制度の周知・徹底を進め、外国人労働者の雇用実態の正確な把握に努め、雇用管理の改善を進める。

上半期の取組状況

ア　留学生に対する就職支援

平成３０年度からハローワークプラザ札幌で「外国人雇用サービスコーナー」と「留学生コーナー」を一体的に運営している。学卒ジョブサポーター（留学生担当）が大学等を訪問し、コーナーの周知を図るとともに、大学等と連携してセミナー等を開催した。

また、平成２９年８月から配置している外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）は、事業主からの雇用管理に関する相談に対応している。なお、学卒ジョブサポーターと連携して留学生の在留資格変更等への相談にも応じている。

さらに、本省委託事業「外国人留学生採用サポート事業」の活用により就職支援の強化を図った。

【９月末現在の実績（既卒者を除く）】

	平成 30 年度	平成 29 年度
新規求職者数	30 名	18 名
紹介件数	1 件	8 件
就職件数	4 件	1 件
相談件数	94 件	96 件

資料番号	Ｏ－４

【外国人留学生採用サポート事業】

受託事業者：キャリアバンク㈱

・企業向けセミナー：参加企業６０社（６月５日）
　　参加企業４１社（９月５日）

・インターンシッププログラム：参加企業６社、参加学生９名（９月末現在）

・留学生向けセミナー：参加学生４２名（６月２３日）

・企業説明会・就職面接会：参加企業２４社、参加学生８５名（７月７日）

イ　外国人労働者の適正就労の促進

（ア）外国人労働者が離職した場合の就職支援

上半期の取組状況

【９月末現在の外国人雇用サービスコーナー在留資格別新規求職者数】

	平成 30 年度	平成 29 年度
専門的・技術的分野	29	32
永住者	12	21
配偶者	25	30
定住者	1	2
その他（特定活動など）	48	24

※　外国人雇用サービスコーナーには通訳（英語１名、中国語１名）を配置している。

【９月末現在の道内における外国人の職業紹介状況】

	平成 30 年度	平成 29 年度
新規求職者数	344 名	323 名
就職件数	83 件	64 件

※外国人雇用サービスコーナー以外のハローワークでは、「多言語コンタクトセンター」による電話での翻訳・通訳を活用している。

（イ）外国人雇用状況届出に基づく雇用管理改善の推進

①　３０年７月末現在の届出状況について、道内の外国人労働者数は２万人を超え、国別では中国が最も多く、全体の３７．７％（７，７０７名）を占めているが前年比０．９％減（前年７，７７６名）となっている。一方で、ベトナムは全体の２７．０％（５，５１６名）を占めており、前年比３４．９％増（前年４，０９０名）となっている。

資料番号　Ｏ－５

【７月末現在の外国人労働者の雇用状況】

		平成 30 年度	平成 29 年度
外国人雇用事業所		4,289 社	3,743 社
外国人労働者数		20,441 名	17,887 名
	技能実習	9,896 名	8,414 名

②　６月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせ、外国人雇用状況届出制度について、１７９市町村及び１９４商工団体への広報依頼、１６９事業主団体等に対して傘下企業への周知依頼を実施した。

また、同月間中に外国人労働者を雇用する事業所を集中的に訪問し、雇用管理指導を３５件実施した。

③　９月末現在の外国人雇用事業所への訪問指導状況

年間計画数１４４件のうち実施件数６１件（平成２９年度計画数１４４件、実施件数６６件）。

上半期の取組状況	うち、監督署との合同による訪問指導は７所で８件実施。 （ウ）外国人技能実習制度の適正な運用 平成３０年７月６日、関係１０機関による「第１回技能実習法に係る北海道地区地域協議会」を開催し、技能実習制度の適正化に向けた連携の必要性等を確認した。 なお、外国人技能実習機構からの管理団体等への実地検査の同行要請はなかった。
下半期の取組	ア　留学生に対する就職支援 留学生は日本人学生と異なり、申請を検討している在留資格において可能な活動内容を踏まえた職業相談、職業紹介を行う必要があることから、個別支援を実施するとともに、学校関係機関との連携を強化し、定期的な連絡（求人情報の提供等）や来所勧奨を行う等のフォローアップを徹底し、卒業後の進路（就職状況）の把握に努める。 特に、在留資格「特定活動（就職活動）」により、道内に在留し、就職活動を継続する既卒留学生については、きめ細かな支援を実施する。 イ　外国人労働者の適正就労の促進 （ア）外国人労働者が離職した場合の就職支援 引き続き在留資格、求職者の特性に配慮した職業紹介に努める。 特に、在留資格以外の転職希望については、入国管理局に在留資格の変更許可の可能性について照会し、不法就労が生じないよう求人者・求職者の双方に対して丁寧な説明を行い、適正な職業紹介に努める。 （イ）外国人雇用状況届出に基づく雇用管理改善の推進 ① 同一人の重複登録や離職未届等の確認をすすめて的確な雇用状況の把握に努める。 また、不法就労等外国人労働者問題北海道地区協議会の開催等、外国人対策に係る入管、道警との連携を図る（平成３０年度：北海道労働局当番）。 ② 引き続きハローワークに外国人雇用状況届出制度の周知リーフレットを配置するほか、事業所訪問、各種セミナー等、あらゆる機会を捉えて周知を徹底する。 ③ 引き続き訪問指導を実施し、雇用管理改善を図ることとし、進捗率が低調なハローワークに対しては、計画数の確実な実施に向け、早期に訪問するよう指導する。 なお、札幌圏のハローワークでは外国人雇用管理アドバイザー（１名）と連携して訪問指導を実施する（９月～１２月で３０事業所を訪問予定）。 （ウ）外国人技能実習制度の適正な運用 局内及び外国人技能実習機構等の関係機関と連携し、情報共有を図り、外国人技能実習法の運用に係る指導事案が発生した際には適切に対処する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５５）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（２）求職者の状況に応じた就職等の支援

ウ　刑務所出所者等に対する就労支援の推進

【取組の方向・目標】

刑務所出所者等の就労を支援する。

上半期の取組状況

・矯正施設入所者においては、支援依頼による支援開始者数、紹介就職者数とも増加した。

保護観察者については、支援依頼による支援開始者数は増加したが、紹介就職者数は減少した。

「就職支援強化矯正施設」として指定されている、月形刑務所（週２回　月・木）にはハローワーク岩見沢の相談員が、札幌刑務所（毎週木）・札幌刑務支所（週１回）にはハローワーク札幌北の相談員が駐在し就労支援を実施した。

【刑務所出所者等就労支援事業実施状況（各年度９月末）】

（矯正施設入所者支援）

	平成 30 年度	平成 29 年度	前年比
支援開始者数	216 人	185 人	＋16.8%
紹介就職者数	26 人	19 人	＋36.8%
職業講話受講者数	735 人	489 人	＋50.3%

（保護観察者支援）

	平成 30 年度	平成 29 年度	前年比
支援開始者数	58 人	55 人	＋5.5%
紹介就職者数	18 人	31 人	▲41.9%

・刑務所出所者等就労支援事業に係る連携のため、管内保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援会議に局及び安定所担当者が出席した。

函館：平成 30 年 4 月 27 日

札幌：平成 30 年 6 月 13 日

釧路：平成 30 年 6 月 13 日

旭川：平成 30 年 11 月 28 日

下半期の取組	・　就職支援が円滑に行われるよう、引き続き矯正施設及び保護観察所との連携を図る。 ・　矯正施設に出向いての職業講話の実施や就労支援ナビゲーターによる保護観察所への巡回相談を引き続き実施する。 ・　就労支援強化矯正施設として指定されている月形刑務所、札幌刑務所・札幌刑務支所においては、引き続き、矯正施設との連携により、矯正施設内における相談員による就労支援の充実を図るとともに、就労希望地のハローワークとの連携を強化する。 ・　保護観察所において、保護観察対象者等に対する就労支援の取組を重点的に実施する「就労支援強化月間」（平成３０年から平成３２年までの間、１月、２月、３月の３か月間）における実施計画の策定及び計画に基づく支援の実施について各ハローワークに対し指示を行う。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５５）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（３）民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

【取組の方向・目標】

・　労働力需給調整事業が適正に運営されるよう、関係法令の周知を徹底するとともに、法違反が疑われる労働者派遣事業者、派遣先事業主及び職業紹介事業者等に対する指導監督に万全を期す。

上半期の取組状況	ア　労働者派遣制度の周知・啓発 （ア）事業主等へ労働者派遣事業講習会を開催し労働者派遣事業の適正な運営等について周知・啓発を行った。 新規派遣許可申請を希望する事業主等に対する講習会開催（９月末現在） ・開催回数　：１２回（昨年度　　１５回） ・参加事業所数：４５社（昨年度　１０３社） （イ）派遣労働者や派遣就業を希望する労働者に対して、労働者派遣セミナーを開催し、派遣制度の説明や就業するうえで必要な情報を提供した。 労働者に対するセミナー開催（９月末現在） ・開催回数：　　６回（昨年度　　６回） ・参加者数：１０５人（昨年度　５６人） （ウ）需給調整事業課内に特別相談窓口を設置し、改正法等に係る相談業務を実施した。 相談窓口での派遣事業関係の相談・申請書受理（９月末現在） ・相談件数：３，４９５件（昨年度　２，１６６件） イ　職業安定法の周知・啓発 （ア）事業主団体や業界団体からの講演依頼の機会を活用し、職業安定法改正のほか、適正な職業紹介事業運営に関して集団指導により制度の周知に努めた。 事業主に対する集団指導（9 月末現在） ・開催回数：　２回（昨年度　　２回） ・参加者数：７８人（昨年度　８０人） （イ）職業紹介事業者等への指導監督時における周知・啓発 指導監督時に、パンフレットを活用した説明を中心に周知・啓発を図った。 （ウ）電子媒体による周知・啓発 職業安定法改正に伴い、平成３０年１月１日から施行された内容について、ホームページにおいて周知を図った。 ウ　厳正な指導監督等の実施 （ア）労働者派遣事業及び職業紹介事業が適正に運営されることを目的とし、指導監督を実施している。特に労働者から寄せられる苦情・相談案件については最優先としている。	資料番号　Ｉ－１

上半期の取組状況	平成３０年９月末現在の指導監督等の実施状況は次のとおりとなっている。 ①労働者派遣事業 ・指導件数：１６５件（上半期目標件数：１２８件） ②職業紹介事業 ・指導件数：３０件（上半期目標件数：２４件） （イ）労働基準行政と情報共有や指導監督等の連携を図った。 ①需給調整連絡会議の開催（雇用環境・均等部指導課、労働基準部監督課、職業安定部需給調整事業課にて構成） ・開催回数：　１回（　６月　７日） ①　督署と共同監督の実施（苫小牧労働基準監督署） ・共同監督回数：　１回（　９月１８日）
下半期の取組	ア　労働者派遣制度の周知・啓発 （ア）　引き続き、労働者派遣事業講習会の開催を継続し、労働者派遣法に定められている労働者の保護やキャリア形成に資するよう派遣事業等について、十分な周知を図る。 （イ）　引き続き、ハローワークの協力のもと、セミナーへの参加を勧奨する。特に事業所単位・個人単位の派遣期間の制限について十分な説明を行うことにより、労働者派遣に関するトラブルの未然防止を図る。 （ウ）　引き続き、派遣元・派遣先事業所及び派遣労働者からの相談に対応し、適正な派遣事業の推進と制度の周知を図る。 イ　職業安定法の周知・啓発 （ア）引き続き、団体等からの講師派遣要請があった場合は、好機と捉え積極的に制度周知を図る。 （イ）引き続き、職業紹介事業者等への指導監督時において、周知・啓発を図る。 （ウ）引き続き、職業安定法改正に伴い平成３０年１月１日から施行された項目を中心に、ホームページの情報を充実させ、周知・啓発を図る。 ウ　厳正な指導監督等の実施 （ア）引き続き、計画的に実施する。 （イ）　引き続き、労働局内の雇用環境・均等部指導課や労働基準部監督課と情報共有と連携を図る会議を開催する。 また、道内の監督署と連携を図り、共同監督を実施する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５６）

第３　労働行政の重要課題・目標・対策

３　職業安定行政の重点施策

（４）雇用保険制度の適正な運営

【取組の方向・目標】

ア　適正な雇用保険適用業務の推進に努める。

イ　雇用保険受給者の早期再就職の促進に努める。

ウ　不正受給の防止と返納金債権の適正な管理を図る。

エ　電子申請の利用促進と届出処理の短縮化を図る。

オ　マイナンバーの適切な取扱いの徹底を図る。

上半期の取組状況

ア　適正な雇用保険適用業務の推進

（ア）雇用保険適用業務の適正かつ効果的な運営を図るためには、事業主等の正しい理解と認識が不可欠であることから、ハローワークにおいては、雇用保険適用担当課と求人担当部門が連携し、窓口や事業所訪問時における事業主指導、各種会議、研修会などにより、雇用保険制度の周知に努めた。

① 雇用保険事業所調査状況　（全所計）

	計画件数	実施件数
平成29年度	428	390
平成30年度	422	－

② 労働保険事務組合担当者研修会（労保連主催）

・期間：８／２３～１２／上

・講師を派遣したハローワーク：３所（８／２３札幌・９／１１北見・９／２７帯広）

（イ）労働保険の適用促進及び受給権の保護の観点から、ハローワークと労働保険徴収課の連携により、２年を超える遡及適用についても、適正に実施した。

イ　雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

① 就職促進給付支給件数　（９月末現在）

	再就職手当	就業促進定着手当	短期訓練受講費	求職活動関係役務利用費
平成29年度	9,963	2,090	71	99
平成30年度	9,735	2,158	48	67

② 雇用保険受給者の早期再就職状況（９月末）

	受給資格決定件数	早期再就職件数	早期再就職率
平成29年度	37,635	12,915	34.3%
平成30年度	36,484	12,657	34.7%
前年度比	▲3.1%	▲2.0%	0.4P

上半期の取組状況

ウ　不正受給の防止と返納金債権の適正な管理

（ア）失業等給付の不正受給の防止

雇用保険の適用・給付における各種手続き等について、厳密な確認を行うとともに、事業所調査等を活用して雇用保険制度に対する理解を深めた。

特に、自己就職した受給資格者に対する調査・確認については、要領等に基づき適切に行うよう努めた。

不正受給件数【失業等給付】

	件　数	前年同期比	金　　額	前年同期比
H29 年度	251 件	▲12.2%	42,007,569 円	▲2.4%
H28 年度	286 件	10.0%	43,036,267 円	▲8.6%
H27 年度	260 件	▲9.1%	47,063,497 円	9.1%

返納金債権収納済額（不正）

金　　額	前年同期比
27,542,334 円	▲6.0%
29,300,303 円	▲14.2%
34,157,036 円	17.3%

不正受給件数【失業等給付】≪上期分≫

	件　数	前年同期比	金　　額	前年同期比
H30 年度	113 件	▲13.7%	23,110,254 円	6.8%
H29 年度	131 件	▲10.3%	21,641,961 円	▲6.8%

返納金債権収納済額（不正）

金　　額	前年同期比
12,701,376 円	▲16.0%
15,121,778 円	▲3.5%

（イ）雇用関係助成金の不正受給の防止

「雇用保険二事業助成金不正受給・不適正支給防止マニュアル」に基づく審査、確認業務の徹底と計画的な実地調査の実施、及び疑義等に基づく個別事案にかかる実地又は呼出し調査を随時行い、不正受給又は不適正支給の未然防止、啓発、若しくは発見、摘発に努めた。

（ウ）返納金債権の適正な管理

返納金債権等については、全ハローワークに対し債権管理の事務指導を行い、局所の連携を強化するとともに、債務者には、全額即納を基本とした対応を行った。

エ　電子申請の利用促進と届出処理の短縮化

（ア）雇用保険各種届出に係る電子申請事務については、平成２６年１０月に「北海道労働局雇用保険電子申請事務センター（以下、「センター」という。）」を開設して労働局への集中化を図っている。

（イ）各ハローワークにおいては、リーフレットのスタンド配架、窓口での説明の他、郵送により届出を行った事業所に対しては、書類返送時にリーフレット等を同封して利用勧奨を行っている。

（ウ）センターにおいては、６月以降月１回、事業主向けに「電子申請活用セミナー」を開催し、利用勧奨を行っている。

（エ）当局においては、平成２９年９月から雇用保険電子申請アドバイザーを委嘱のうえ、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北にそれぞれ週一回相談コーナーを設置し、電子申請の利用勧奨を行っているが、平成３０年７月からハローワーク札幌北において、雇用保

上半期の取組状況

険電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の支援サービス及びデモンストレーションを実施している。

また、労働保険事務組合が主催する研修会に講師を派遣し、電子申請利用の実務的な説明を行うとともに利用促進を図った。

【雇用保険関係の電子申請状況】

	H29 年度	H28 年度	前年度比	H27 年度
雇用保険電子申請件数	149,924 件	116,974 件	28.2%	75,266 件

【雇用保険関係の電子申請状況≪上期分≫】

	H30 年度	H29 年度	前年度比
雇用保険電子申請件数	102,393 件	77,162 件	32.7%

オ　マイナンバーの適切な取扱いの徹底

（ア） 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象機関の拡大に伴う、マイナンバー取得の取組の更なる徹底を各ハローワークに指示した。

（イ） 雇用保険手続において必要なマイナンバーの届出がなされない場合の取扱について、道内経済６団体、社労士会及び労保連に対し、傘下事業主等に対するマイナンバー記載の届出の周知を要請した。

（ウ）マイナンバーを含め個人情報の適正な取扱いについては、年度当初に職員研修を実施。

また、職員（相談員を含む。）は、定期的に「個人情報保護に関する研修テキスト」による自主点検を行い管理者に提出し、状況に応じ、管理者が必要な指導を行った。

下半期の取組

ア　適正な雇用保険適用業務の推進

引き続き、事業主等と接触するあらゆる機会を捉えて、雇用保険制度の周知に努める。

イ　雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

引き続き、雇用保険給付担当課と職業紹介部門が連携し、就職促進給付等の活用による早期再就職のメリット等を受給者に意識付け、早期再就職の促進に努める。

ウ　不正受給の防止と返納金債権の適正な管理

（ア）受給資格者に対し雇用保険説明会等において、「受給資格者のしおり」や当局作成の「不正受給防止リーフレット」などを活用して、引き続き、不正受給の防止に努める。

（イ）１０月、１１月を「返納金等債権滞納整理強化期間」とし、訪問などによる督促を積極的に行うとともに、財産調査、自力執行の実施により、過年度債権を中心として債権整理に努める。

また、「強化期間」中に、全道債権管理業務担当者会議を開催し、各ハローワークの担当者の債権管理業務に係る専門知識の向上を図る。

来年４月の人事異動に合わせ、新任雇用保険給付調査官研修を実施して不正受給の防止や摘発への対応のほか、債権管理などについて具体的な事例に基づく説明を行い専門

下半期の取組	知識の付与に努める。 （ウ）引き続きマニュアルに基づく審査、確認業務及び実地調査等の適切な実施の徹底を図るとともに、窓口での説明時、受理時、周知時等、申請者と接するあらゆる機会を捉え、制度趣旨に沿った適正な活用を指導・啓発し、不正受給又は不適正支給の未然防止に努める。 エ　電子申請の利用促進と届出処理の短縮化 （ア）引き続き、積極的に電子申請手続きの利用勧奨を行う。 　なお、ハローワーク札幌・札幌東・札幌北に加え、電子申請アドバイザーを１１月からハローワーク函館にも配置し、相談コーナーでの支援を実施するほか、個別事業所訪問による電子申請の利用勧奨を検討し実施する。 　また、雇用保険電子申請体験コーナーをハローワーク札幌北に加え、１１月からハローワーク札幌にも設置し、電子申請の支援サービス及びデモンストレーションを実施する。 （イ）事業主等に対する電子申請の利用促進を円滑に行うため、当局からハローワークに講師を派遣し電子申請の実務研修を行う。 （ウ）届出処理を迅速に行うため、届出書の提出集中期における事務処理体制等を検討のうえ確立する。 オ　マイナンバーの適切な取扱いの徹底 　個人情報の適切な取扱については、引き続き、機会ある毎に、各ハローワークに指示する。また、１０月２５日に開催する「雇用保険適用・給付業務担当者研修」において、マイナンバーの適切な取扱いについて指示する。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５８～６０）

４　労働保険適用徴収行政の重点施策

（１）公平・的確な労働保険の運営

【取組の方向・目標】

ア　労働保険の未手続事業一掃対策の推進

平成３０年度の成立目標件数　　１，４２０件

イ　労働保険料等の適正徴収等

（ア）収納率の向上

（イ）効果的な算定基礎調査の実施

（ウ）年度更新の円滑な実施

（エ）労災保険率等及び雇用保険率の周知・徹底

ウ　労働保険事務組合の監査・指導等

平成３０年度の監査・指導目標組合数

・所掌１事務組合　　１４組合

・所掌３事務組合　　１８９組合

エ　電子申請の利用促進のための周知

オ　口座振替納付の利用促進のための周知

上半期の取組状況	ア　労働保険の未手続事業一掃対策の推進 未手続事業の一掃対策については、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会北海道支部（以下「道労保連」という。）と連携を図り、積極的に取組を行った。 １　連絡協議会の開催（年３回開催予定） ・第１回　　５月２８日開催 ２　未手続事業の把握状況 （１）今年度把握事業数 ・目　標　数　１，７２０件（年度計）　（前年度　１，７００件） ・把握事業数　４３４件（９月末）　（前年同期　６２０件） ・進　捗　率　２５．２％（９月末）　（前年同期　３６．５％） （２）未手続事業重点把握業種への取組 今年度については、土産物・民芸品店、葬祭業、園芸店、家具店、インテリア・装飾業、クリーニング業、介護用品販売・レンタルを重点業種として未手続事業の把握及び加入勧奨を行った。 ３　手続指導状況 手続指導については、局と道労保連が連携し、文書又は訪問等により行った。 （１）手続指導事業数 ・目　標　数　４７０件（年度計）　（前年度　４７０件） ・指導事業数　２６７件（９月末）　（前年同期　３７０件） ・進　捗　率　５６．８％（９月末）　（前年同期　７８．７％）

上半期の取組状況	（２） 手続指導回数 ・目　標　数　　７０５回　（年度計）　　（前年度　　７０５件） ・指導回数　　４６２回　（９月末）　　（前年同期　　６８７回） ・進　捗　率　　６５．５％（９月末）　　（前年同期　９７．４％） ４　保険関係成立状況 成立件数 ・目　標　数　１，４２０件（年度計）　　（前年度　１，３００件） ・成立件数　　３９４件（９月末）　　（前年同期　　４８３件） ・進　捗　率　　２７．７％（９月末）　　（前年同期　３７．２％）
下半期の取組	ア　労働保険の未手続事業一掃対策の推進 １　労働保険制度の周知 １１月の「労働保険適用促進強化期間」において、各種事業主団体への訪問指導を強化する等、局及び署・所が集中して広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解及び周知を図る。 ２　未手続事業一掃対策の強化 １１月の「労働保険適用促進強化期間」を含めて、次の（１）から（４）を行う。 （１）道労保連と連携をより強化して、未手続事業の的確な把握及び解消を行う。 連絡協議会の開催（年３回開催予定） ・第２回　　１０月２９日開催 ・第３回　平成３１年３月開催予定 （２）札幌地区においては、局職員及び労働保険未手続事業指導員の訪問による確認調査を強化し、未手続事業の的確な把握及び解消を行う。 （３）局と署・所の連携をより強化して、未手続事業の的確な把握及び解消を行う。 （４）加入勧奨に応じない未手続事業場に対しては、強力な手続指導及び職権による成立手続を行う。

【項目】　（運営方針冊子Ｐ５８～６０）

４　労働保険適用徴収行政の重点施策

（１）公平・的確な労働保険の運営

【取組の方向・目標】

イ　労働保険料等の適正徴収等

（ア）収納率の向上

（イ）効果的な算定基礎調査の実施

（ウ）年度更新の円滑な実施

（エ）労災保険率等及び雇用保険率の周知・徹底

上半期の取組状況

イ　労働保険料等の適正徴収等

（ア）収納率の向上のため、局・署において滞納整理プロジェクトを設置し、計画的・効果的な滞納整理を実施するとともに、４月には滞納処分の実務について国税局専門官を講師として研修を実施した。

また、全監督署を対象として平成３０年３月３１日現在の滞納事業場一覧表を提出させ、平成２９年度徴収業務指導時に行った指導・指示事項の処理経過、消滅時効完成間近の事業場に対する措置等について指導を行った。

・労働保険料の収納率

４５．５１％（９月末）　　（前年同期４５．６７％）

（イ）算定基礎調査の対象事業場については、次の１、２を中心に選定した。

１　パートタイム労働者が多い業種「卸売業・小売業」、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」

２　労災・雇用保険対象者数に差異が多い事業場

平成３０年度は局署合わせて、７５２件（前年度１，１１３件）を計画件数（９月末までの計画数１７２件）とした。

平成３０年９月末現在で、実施件数は１３９件（前年同期２１４件）、効果額（追加徴収すべき額）は１，０５６，４２０円（前年同期４，１８８，５９０円）となっている。

なお、平成３０年度から課制署（９署）の計画算調を廃止している。

（ウ）年度更新申告書の受理状況（９月末）

所掌１	対象件数	７２，９７９件	（前年同期比　＋０．５３％）
	受理件数	７１，１７９件	
	完了率	９７．５３％	（前年同期比　－０．１９Ｐ）
所掌３	対象件数	１２，２２６件	（前年同期比　＋０．４７％）
	受理件数	１１，８３６件	
	完了率	９６．８１％	（前年同期比　－０．０７Ｐ）

上半期の取組状況	（エ）北海道労働基準協会連合会の会報誌である「ほっかいどう労基ニュース」６月号に年度更新の啓発に併せて、労災保険率等及び雇用保険率の改正内容の掲載を依頼した。 　また、建設業労働災害防止協会北海道支部札幌分会の会報誌である「建災防札幌分会だより」に年度更新啓発に併せて、労災保険率等及び雇用保険率改正の文言の掲載依頼を行った。 　以上の他に、局ホームページなどの媒体を活用して周知を行った。
下半期の取組	イ　労働保険料等の適正徴収等 （ア）９月から１１月にかけて、１２署で実施する地方労災補償監察において、監察項目「収入官吏の適正な事務処理」、「労働保険料等の滞納整理」について監察を実施するとともに、各署における滞納整理プロジェクトの検討状況を踏まえ、徴収業務指導を実施する。 　２月には、全監督署に対して徴収業務指導を実施し、滞納整理に必要な措置・方策について指導を行い、今年度の収納率の更なる向上を図る。 　労働局（所掌３を担当）においては、日常指導及び滞納整理プロジェクトによる検討状況を踏まえ、全滞納額５０％以上を占める札幌市内の滞納整理に重点を置き、一層積極的な滞納整理を実施して更なる収納率の向上を図る。 　徴収活動に対して誠意のない事業場については、積極的に差押え等の滞納処分を実施する。 （イ）引き続き、計画に基づき算定基礎調査を実施し、保険制度の公平性を担保する。 （ウ）申告書未提出事業場に対し、引き続き提出督励を行うとともに、これに応じない事業場に対しては、法律の定めにより、労働保険料の決定を行う。（認定決定） 　なお、申告書未提出事業場のうち、各種調査を行っても事業継続の実態が確認できない事業場に対しては、法律の定めによる廃止認定決定により、１１月末までに完了する。 （エ）労災保険率等及び雇用保険率などの改正があった場合には、適時周知・徹底を行う。

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子Ｐ５８～６０）
４　労働保険適用徴収行政の重点施策
（１）公平・的確な労働保険の運営
【取組の方向・目標】
ウ　労働保険事務組合の監査・指導等
平成３０年度の監査・指導目標組合数
・所掌１事務組合　１４組合
・所掌３事務組合　１８９組合</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>ウ　労働保険事務組合の監査・指導等
管理体制（内部牽制体制等）の確立状況、マイナンバー制度への対応状況及び報奨金の区分経理状況等に重点を置いた監査・指導方針を策定し、監査・指導を実施した。
１　監査・指導状況（９月末）
（１）所掌１事務組合
ア 計画数（年間）　１４事務組合　（前年度　１３事務組合）
イ 実施状況　１０事務組合　（前年同期　１２事務組合）
ウ 実施率　７１．４％　（前年同期　９２．３％）
（２）所掌３事務組合
ア 計画数（年間）　１８９事務組合　（前年度　２０５事務組合）
イ 実施状況　１１５事務組合　（前年同期　１１２事務組合）
ウ 実施率　６０．８％　（前年同期　５４．６％）

２　育成状況（９月末）
事務組合担当職員等の事務処理能力向上を図るため、道労保連が主催する研修会へ職員を講師として派遣している。
（６地域９回開催）</td></tr>
<tr><td>下半期の取組</td><td>ウ　労働保険事務組合の監査・指導等
１　上半期の課題事項を踏まえ年間計画数２０３事務組合を達成できるよう、引き続き計画的な監査・指導を実施して、労働保険事務組合の指導・育成を図る。

２　道労保連が主催する研修会へ、３地域（４回）に職員を派遣する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">【項目】　（運営方針冊子Ｐ５８～６０）
４　労働保険適用徴収行政の重点施策
（１）公平・的確な労働保険の運営
【取組の方向・目標】
エ　電子申請の利用促進のための周知
オ　口座振替納付の利用促進のための周知</td></tr>
<tr><td>上半期の取組状況</td><td>エ　電子申請の利用促進のための周知
労働保険における電子申請利用促進のための周知について、以下の様々な媒体を活用して実施した。
１　関係団体である北海道社会保険労務士会及び全国労働保険事務組合連合会北海道支部を訪問して、利用促進についての文書要請。
２　当局ホームページによる周知。
３　年度更新関係パンフレットによる個別周知。
４　関係団体広報紙への記事掲載による周知。

オ　口座振替納付の利用促進のための周知
労働保険における口座振替制度利用促進のための周知について、以下の様々な媒体を活用して実施した。
１　局・署の窓口に周知リーフレット及び依頼書を常時配置し、年度更新における受付会場にもリーフレットを用意し利用促進に努めた。
２　関係団体である北海道社会保険労務士会及び全国労働保険事務組合連合会北海道支部に対して、利用促進についての文書要請。
３　当局ホームページによる周知。
４　年度更新関係パンフレットによる個別周知。
５　関係団体広報紙への記事掲載による周知。</td></tr>
<tr><td>下半期の取組</td><td>エ　電子申請の利用促進のための周知
あらゆる機会を利用して引き続き周知に努める。

オ　口座振替納付の利用促進のための周知
あらゆる機会を利用して引き続き周知に努める。</td></tr>
</table>